

第6次千代田区ジェンダー平等 推進行動計画素案

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景.....	1
(1)社会的な動き.....	1
(2)国の動き.....	2
(3)東京都の動き.....	4
(4)千代田区の動き.....	5
2 計画の名称.....	6
3 計画の目的・位置づけ.....	7
(1)計画の目的.....	7
(2)計画の位置づけ.....	7
4 計画の期間.....	7
5 計画の推進体制.....	8
(1)推進体制.....	8
6 計画の評価・進行管理.....	9
(1)成果目標による評価.....	9
(2)指標による進行管理.....	9
(3)進行管理・評価結果の反映・改善.....	9

第2章 千代田区のジェンダー平等を取り巻く現状と第5次計画の評価

1 千代田区の統計.....	11
2 男女共同参画に関する意識・実態調査(修正中).....	14
(1)男女共同参画についての意識・実態調査の概要.....	14
(2)男女共同参画についての意識・実態調査の結果.....	15
3 第5次計画の評価.....	23
目標1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する.....	24
目標2 配偶者・児童等への暴力や性的いやがらせ行為・性暴力を根絶する.....	26
目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する.....	27
目標4 地域社会における男女共同参画をすすめる.....	29
目標5 行動計画の推進体制を充実する.....	30

第3章 計画の基本理念・基本的な考え方

1 基本理念.....	31
2 基本的な考え方.....	31
3 視点.....	31
4 施策の体系.....	32

第4章 施策の展開

目標1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する	35
目標2 配偶者・児童等へのあらゆる暴力を根絶する.....	45
目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する.....	55
目標4 地域社会におけるジェンダー平等を推進する.....	61
目標5 行動計画の推進体制を充実する.....	65

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1)社会的な動き

①男女平等推進の経緯

世界では国際連合を中心に女性差別の撤廃や男女平等へ向け、様々な取り組みが行われてきました。日本でも、国連をはじめとする国際的な動きに対応して、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」を策定し、女性の地位向上に関する総合的な取り組みが始まりました。昭和54年(1979年)には国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、日本は同条約を昭和60年(1985年)に批准しました。それ以降、日本では、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」という)」や「男女共同参画社会基本法」等の法整備が進められてきました。また、令和2年(2020年)には第5次男女共同参画基本計画が策定されました。

一方、諸外国の推進スピードは速く、令和3年(2021年)に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダーギャップ指数(GGI)」は、日本は156か国中120位となっており、危機感を持って、男女共同参画に強力に取り組む必要があるとされています。

②SDGs(持続可能な開発目標)の採択

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標です。ジェンダー平等に関する目標としては、「目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が掲げられており、女性に対する差別や暴力の排除、あらゆるレベルにおける女性の参画やリーダーシップの機会の確保などが示されています。国では、平成28年(2016年)にSDGs実施方針を定め、地方自治体に対して、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しており、令和元年(2019年)12月20日の「SDGs実施指針改訂版」では、「地方自治体間等での連携がなされ、相互の取り組みの共有等により、より一層、SDGs達成へ向けた取り組みが行われることが期待される。」と示されています。

③人生 100 年時代の到来と暮らし方の変革

現在、世界有数の長寿社会となっている日本では、令和2年(2020年)における平均寿命が男性81.64歳、女性が87.74歳となっています。また、90歳まで生存する人の割合も、男性27.2%、女性51.1%であり、女性のおよそ半数が90歳まで生存する社会となっています。しかし、平均寿命と健康寿命の差をみると、男性が8.84歳、女性が12.35歳で女性の方が長いことから、要支援・要介護の状況にある者も女性が多くなる可能性が指摘されています。また、今後は男性も親や配偶者の介護で担う負担が増大する可能性が高まっています。

④新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会的に弱い立場の方の問題の顕在化

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の生命や生活、経済、社会に大きな影響を及ぼしています。外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等への暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。また、性別によって社会的・経済的影響が異なっていることがわかってきました。非正規雇用労働者、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用に強く影響が現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭など貧困の増加も危惧されています。ポストコロナを見据えて、「新しい日常」の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

(2)国の動き

①第5次男女共同参画基本計画の策定

令和2年(2020年)12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」では、目指すべき社会として以下の4つを提示し、その実現を通じて、「男女共同参画社会基本法」が目指す男女共同参画社会の形成を促進していくとしています。その上で、これからの男女共同参画に係る課題を社会全体にとっては「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」、個人にとっては「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」としています。また、取組みが進まない場合は、個人と社会全体にとって重大な懸念すべき状態が生じかねないとし、今が、国民一人一人の幸福を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保する上での分岐点であるとの認識の下、男女共同参画に強力に取り組む必要があると指摘しています。そして、以下の11分野について、施策の基本的方向と具体的な取組みについて言及しています。

第5次男女共同参画基本計画

【目指すべき社会】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

【政策領域・分野等】

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第3分野 地域における男女共同参画の推進

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第7分野 生涯を通じた健康支援

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

②あらゆる暴力の根絶に向けた取組み強化

性犯罪に関する刑法の改正〔平成 29 年(2017 年)6 月〕が行われ、改正により名称が「強姦罪」から「強姦性交等罪」に変更され、これまで被害者を女性に限っていましたが、性別が問われないことになりました。また、法定刑の下限を3年から5年に引き上げたほか、被害者の告訴がなくても起訴することが可能となりました。令和2年(2020 年)には「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を示し、暴力根絶に向けた取組みを強化しています。

また、「配偶者暴力防止法」の改正とあわせて、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和元年(2019 年)6月に成立しました。この改正によって、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があると考えられるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明文化されました。なお、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

③女性活躍推進に向けた取組み強化

平成 30 年(2018 年)5月、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。令和3年(2021 年)6月には、政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていることや、性別を問わず、立候補や議員活動等しやすい環境整備などが必要であることを背景に、改正が行われ、政党その他の政治団体の取組みの促進、国・地方公共団体の施策の強化、関係機関の明示、国・地方公共団体の責務等の強化などが示されています。

平成 30 年(2018 年)には、働き方改革関連法が成立し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等措置を講じることにより、働き方改革を総合的に推進することとされました。

さらに、令和元年(2019 年)6月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、常時雇用する労働者が300人以上の事業主について、一般事業主行動計画の策定や情報公表の内容が変更されるとともに、一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務が、常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大しました。このような法律の制定、改正を受けて、女性活躍推進の取組みが強化されてきています。

また、平成 29 年(2017 年)1月及び10月に、改正育児・介護休業法が施行され、介護休業の分割取得や定期契約労働者の育児休業取得要件の緩和、育児休業取得期間の延長、育児目的休暇制度の努力義務創設などが定められています。令和元年(2019 年)12 月には、改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針が公布されたことにより、令和3年(2021 年)1月より、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

④ハラスメント防止対策の強化

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止措置が義務付けられていますが、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正され、令和2年(2020 年)6月より、職場におけるハラスメント対策が強化されました。パワー・ハラスメントについては、①優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超え

た言動により、③就業環境を害することと定義し、パワー・ハラスメント防止のために、事業主に対して相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けています〔中小企業は令和4年(2022 年)4月から〕。また、セクシュアル・ハラスメントについては、セクシュアル・ハラスメント等に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化や事業主に相談した労働者に対する不利益扱いの禁止などが定められています。

(3)東京都の動き

①東京都男女平等参画推進総合計画の策定

都は、平成29年(2017年)3月に「東京都男女平等参画推進総合計画」を女性活躍推進計画と配偶者暴力対策基本計画の二つに分けて、男女平等参画推進施策をさらに力強く進めていくために制定しました。同計画では重点課題として、「働く場における女性に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進」、「働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」、「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」、「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」が掲げられており、様々な施策が進められています。

令和元年(2019年)12月に策定された「未来の東京」戦略ビジョンにおいては、女性活躍について、「女性が自らの希望に応じた生き方を選択し、自分らしく輝いている東京」を目指す2040年代の東京の姿とし、それに向けてライフステージに応じたサポートの徹底や社会のマインドチェンジの推進、家事・育児に積極的な若い世代を育てることなどを戦略としています。また、多様性については「様々な人が共に暮らし、多様性に富んだ東京」を目指す2040年代の東京の姿とし、インクルーシブな交流を生み出すことや外国人とともに暮らす地域づくり、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりなどを戦略としています。

②あらゆる暴力の根絶及び差別の解消

都は、平成30年(2018年)10月に「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定しました。この条例は、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別をなくすことを目的としています。令和元年(2019年)には、条例第5条に基づき、性自認及び性的指向に関する基本計画を制定し、啓発、教育等の施策を総合的にすすめています。

また、性暴力の根絶を目指し、平成27年(2015年)7月に、「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」を開設しました。NPO法人性暴力救援センター東京(SARC東京)との協働で警察、医療機関等と連携し、24時間365日で相談を受付けており、相談・カウンセリング等の精神支援、病院・警察等への付き添い支援等をワンストップで行えるようにしました。

平成29年(2017年)7月には、「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を施行し、罰則規定を設け、JKカフェなどで18歳未満の者に接客させることを禁止しています。

(4)千代田区の動き

区では、平成9年(1997年)に「千代田区男女平等推進行動計画」を策定しました。その後、改定を重ね、平成29年(2017年)に策定した第5次千代田区男女平等推進行動計画(以下「第5次計画」という)では、「性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現」を基本理念として、男女平等意識の定着や男女共同参画の推進、配偶者暴力等の根絶等を施策として進めてきました。第5次計画の基本理念は、平成27年(2015年)に策定された「ちよだみらいプロジェクト」(千代田区第3次基本計画)にも示されており、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めています。また、令和2年(2020年)3月には、基本計画を見直し、新たな「課題解決の方向性」に「ダイバーシティ(多様性)及びインクルージョン(社会的包摂・包括)の考え方も取り入れながら男女共同参画を進めます。」、「性的マイノリティ(LGBTs)、本邦外出身者、障害者等への差別解消など、人権に係る様々な課題について、理解促進・意識啓発を進めます。」と示されています。

ちよだみらいプロジェクトにおける男女共同参画に関する概要と指標

【目標32 男女共同参画社会の実現をめざします】

○めざすべき10年後の姿

- 性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重され、その個性と能力が発揮できている。
- ライフステージに応じた支援の充実により、働きたい人が、働き続けられている。
- 一人ひとりの仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現されている。

○施策の目標の実現に関する指標

指標	初期値	現状値 (調査年度)	目標値 (令和6年度)
男女の性別により不平等があると思う人の割合	30% (平成26年度)	48.6% (令和2年度)	10%
男女共同参画センターMIWの利用者数	19,030人 (平成25年度)	7,894人 (令和2年度)	27,800人
区が設置する委員会や審議会等における女性委員の割合	33% (平成26年度)	31.2% (令和3年度)	50%
区役所の管理・監督者(係長級以上)のうち女性が占める割合	21% (平成26年度)	34.7% (令和3年度)	50%

※令和2年度の男女共同参画センターMIWの利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館、短縮開館があり、減少している(令和元年度 27,199人)。

【目標33 人権侵害のない社会をめざします】

○めざすべき10年後の姿

- DVやハラスメント、いじめや虐待等を許さない人権意識が区民全体に浸透している。
- 児童相談所を含め関係機関の連携が円滑となり、一人ひとりの子どもの人権が尊重されている。
- 暴力によって尊厳を傷つけたり、年齢・国籍・障害等による偏見・差別がなく、発言や能力を妨げる行為のない地域社会が実現されている。

○施策の目標の実現に関する指標

指標	初期値	現状値 (調査年度)	目標値 (令和6年度)
DV被害や児童虐待、いじめなどのない人権が尊重されている社会であると思う人の割合	75% (平成26年度)	77.2% (令和2年度)	85%

2 計画の名称

本計画は、SDGs(持続可能な開発目標)の「ジェンダー平等」を実現する目標を踏まえ、計画名称のうち「男女平等」を「ジェンダー平等」に変更するとともに、これまでの計画を継承するため、「第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画」(以下「第6次計画」という)とします。

平成 27(2015)年9月に国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めているところです。同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっており、目標5として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げています。

国においても、SDGs実施指針において、8つの優先課題の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げています。

ジェンダーは、「社会的・文化的に形成された性別」のことで、国際的にも使われています。日本語では生物学的性別(Sex)と社会的・文化的に形成された性別(Gender)の区別がなく、わかりにくい面がありますが、現在では、「ジェンダー平等」ということばが社会的に認知される状況になっています。

これらのことから、本計画では、法令等に関するもの以外は、「男女平等」を「ジェンダー平等」と表記するものとします。

3 計画の目的・位置づけ

(1)計画の目的

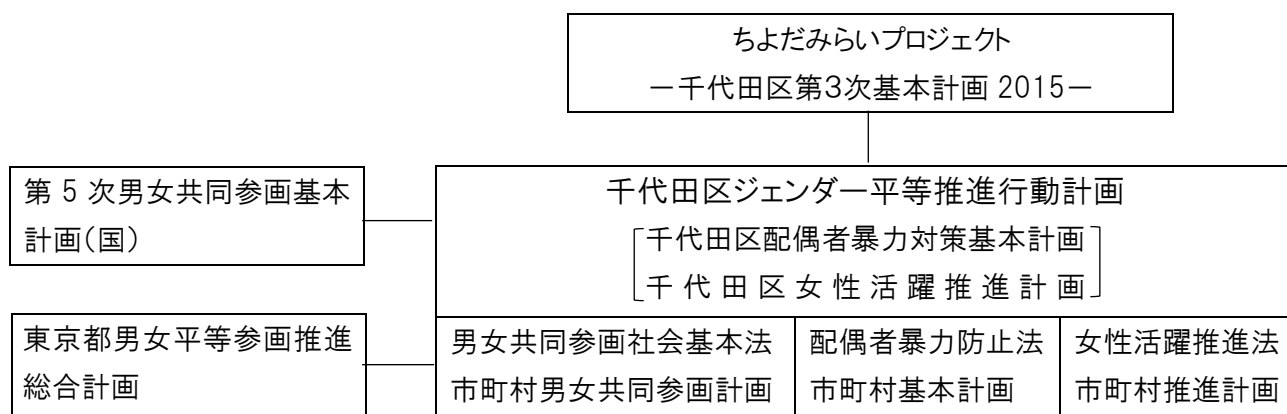
本計画は、区におけるジェンダー平等施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、「男女共同参画社会基本法」の以下の主旨により策定するものです。

- ① 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。
- ② 社会の変化や地域の実情に合わせ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策及び女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(2)計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下のとおりです。

- ① 男女共同参画社会基本法(平成11年(1999年)6月制定)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画にあたります。
- ② ちよだみらいプロジェクトを上位計画とし、第5次千代田区男女平等推進行動計画を継承します。
- ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年(2001年)4月23日制定)第2条の3第3項に規定する市町村基本計画として、「千代田区配偶者暴力対策基本計画」を包含します。
- ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年(2015年)9月制定)第6条第2項に規定する市町村推進計画として「千代田区女性活躍推進計画」を包含します。
- ⑤ 国の第5次男女共同参画基本計画、東京都男女平等参画推進総合計画を勘案して策定します。



4 計画の期間

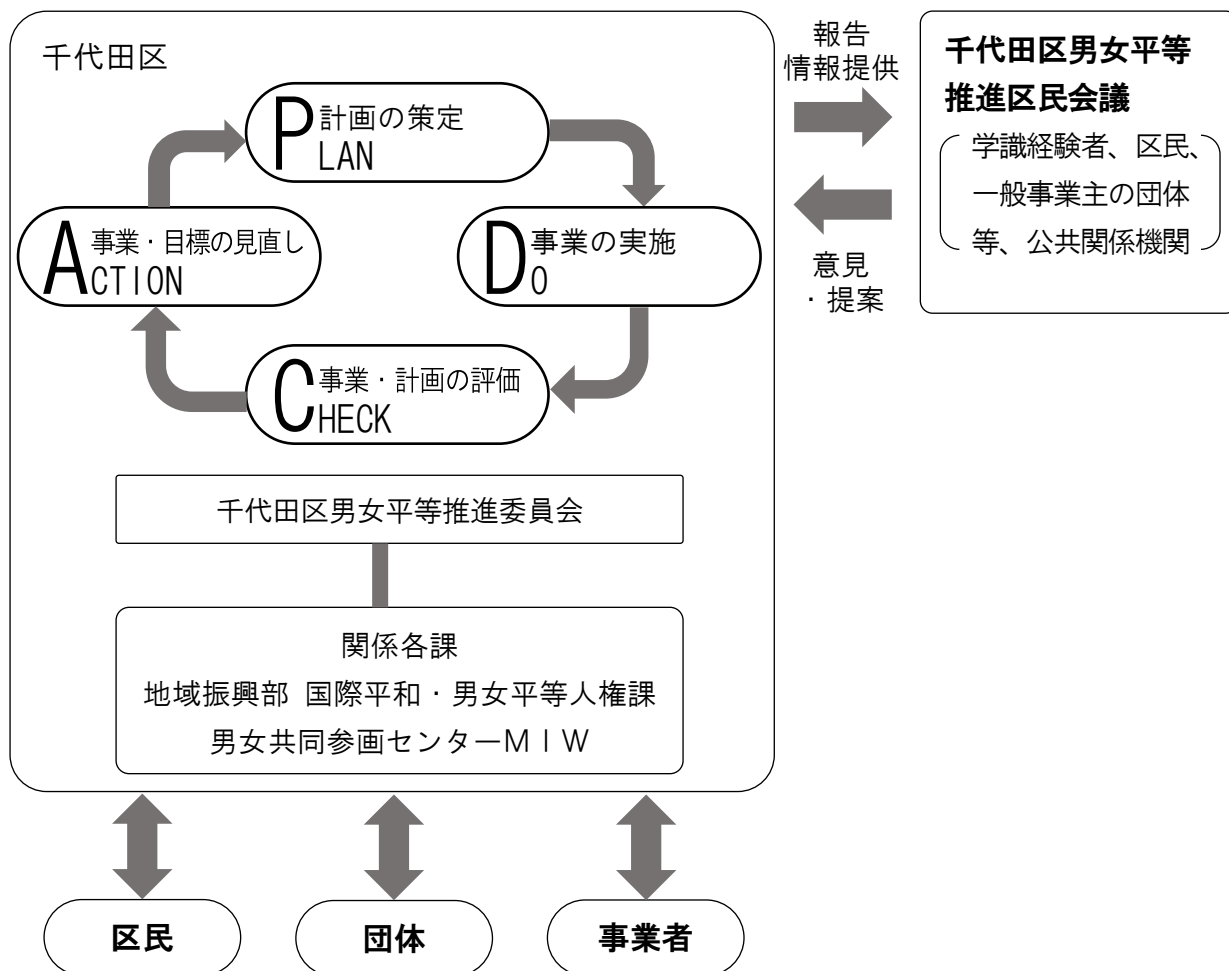
本計画の計画期間は、令和4年(2022年)度から令和8年(2026年)度までの5年間とします。

5 計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画は、施策内容が、人権、教育、福祉など多岐にわたっており、計画の着実な推進のため、区の組織全体の推進体制である「千代田区男女平等推進委員会」により、組織横断的に取組めます。

また、「千代田区男女平等推進区民会議」へ情報提供を行いながら、進行管理や評価を行います。さらに、区民、団体、事業者などと連携し、区全体の取組みとして推進していきます。



6 計画の評価・進行管理

(1) 成果目標による評価

5つの目標に対する15の施策の方向ごとに、成果目標を全部で22個設定し、客観的に5年後の評価を行い、次期計画の策定に活かします。

(2) 指標による進行管理

事業ごとに利用者数やサービス供給量等の指標を設定し、事業担当課による毎年度の現状値の把握・確認により、進行管理を行います。

(3) 進行管理・評価結果の反映・改善

千代田区男女平等推進区民会議において、進行管理による毎年度の進捗状況や、成果目標による5年後の評価結果を踏まえて、施策の改善や次期計画策定について、提言します。

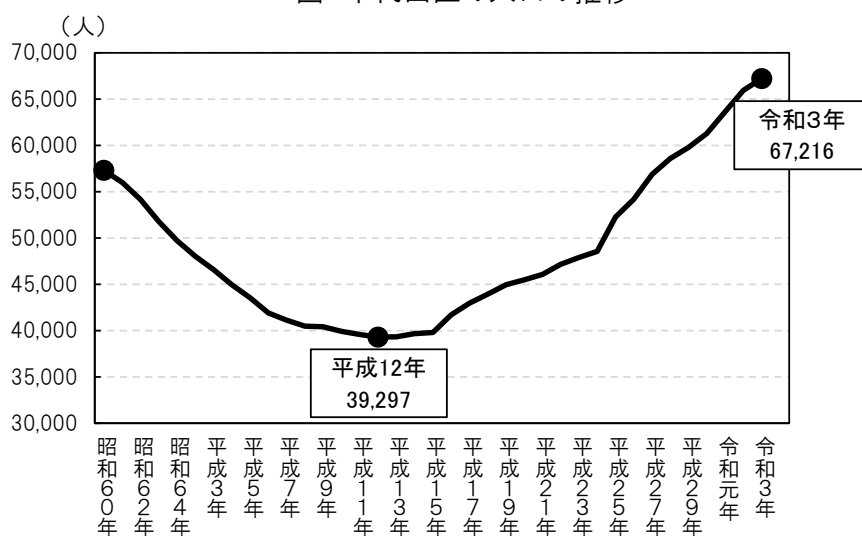
第2章 千代田区のジェンダー平等を取り巻く現状と 第5次計画の評価

1 千代田区の統計

① 人口の変化

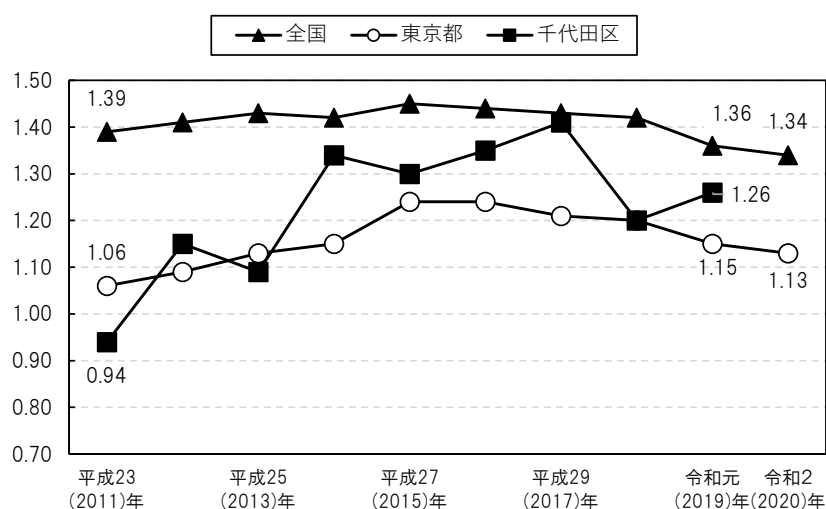
区の人口は、平成12年(2000年)までは減少していましたが、その後増加に転じ、平成28年(2016年)には昭和60年(1985年)を上回る水準に達しています。令和3年(2021年)1月1日現在では、67,216人となっています。転入などの社会動態による人口の増加とともに、出生などの自然動態による人口増加もみられます。近年、合計特殊出生率は徐々に上昇してきており、現在では東京都の水準を上回り、全国の水準にも近づいています。また、年齢3区分別人口をみると、過去10年間で老年人口の割合が減少している一方で、年少人口の割合が増えています。

図 千代田区の人口の推移



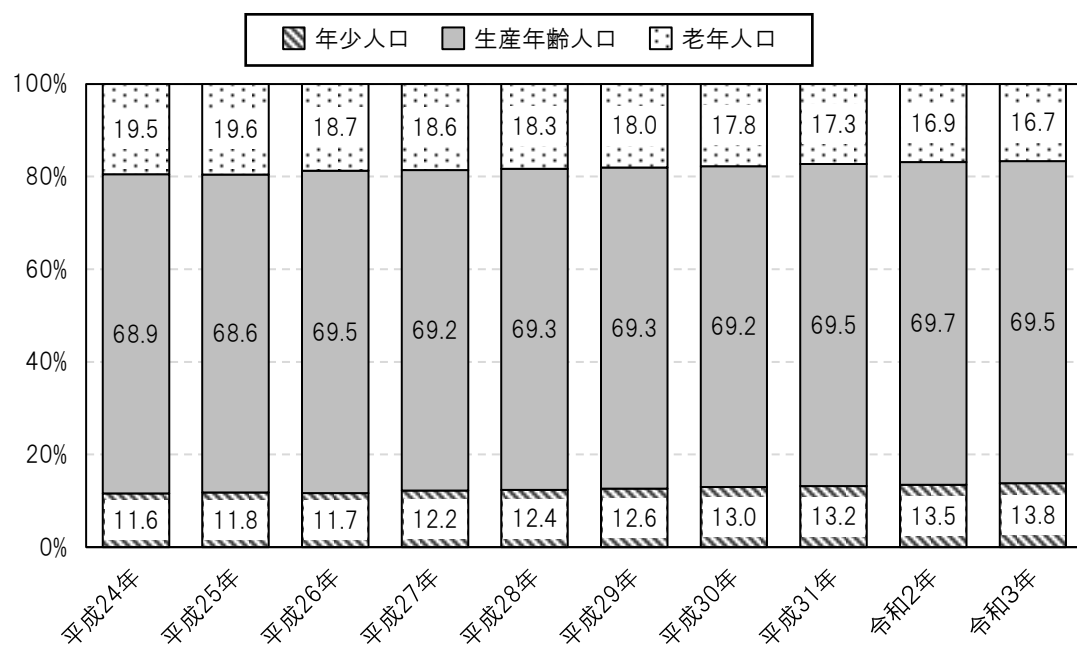
出典:千代田区住民基本台帳統計資料(各年1月1日)

図 千代田区の合計特殊出生率の推移



出典:人口動態統計(全国)
東京都福祉保健局(東京都、千代田区)

図 千代田区の年齢3区分別人口



出典：千代田区住民基本台帳統計資料（各年1月1日）

（人）

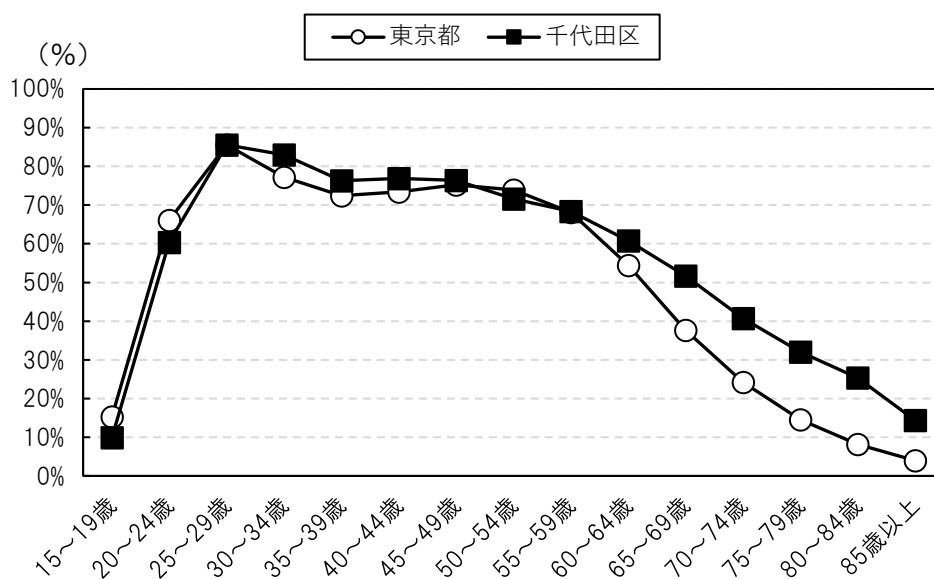
	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2年	令和 3年
老年人口	9,449	9,890	10,150	10,593	10,713	10,786	10,900	10,987	11,113	11,222
生産年齢人口	33,447	36,349	37,650	39,333	40,617	41,452	42,405	44,251	45,947	46,738
年少人口	5,642	6,045	6,360	6,947	7,246	7,550	7,964	8,397	8,882	9,256
計	48,538	52,284	54,160	56,873	58,576	59,788	61,269	63,635	65,942	67,216

② 女性の就業状況

女性の労働力比率は、一般に出産・子育て期にあたる30歳代で大きく低下し、40歳代で上昇するM字カーブを描くことが多いですが、区では30歳代での労働力比率の減少が比較的緩やかになっており、働きながら出産・子育て期を迎える女性が多い状況が伺えます。

また、子どものいる世帯の就業状況をみても、東京都や特別区の5歳以下の子どもがいる場合の女性の就業率は、5割程度となっているのに対して、区では6割半ばとなっていることから、仕事と子育ての両立を図っている女性の姿が伺えます。

図 女性の5歳階級別労働率(平成27年)



出典：平成27年国勢調査

表 子どもいる世帯の就業状況

	世帯種別	夫が就業者(世帯)		
			妻が就業者(%)	妻が非就業者(%)
東京都	全世帯	1,931,897	61.5	38.1
	子どもがいる世帯	1,256,431	60.5	39.4
	最年少が5歳以下	376,232	51.9	48.0
	最年少が6歳以上、11歳以下	228,348	63.3	36.5
	子どもがいない世帯	675,466	63.5	35.8
特別区	全世帯	1,269,130	62.4	37.2
	子どもがいる世帯	801,267	60.7	39.1
	最年少が5歳以下	248,421	53.1	46.7
	最年少が6歳以上、11歳以下	142,739	62.8	37.0
	子どもがいない世帯	467,863	65.5	33.8
千代田区	全世帯	7485	65.3	34.4
	子どもがいる世帯	4480	63.4	36.4
	最年少が5歳以下	1605	64.9	35.0
	最年少が6歳以上、11歳以下	817	63.5	36.5
	子どもがいない世帯	3005	68.0	31.5

出典：平成27年国勢調査

2 男女共同参画に関する意識・実態調査(修正中)

(1)男女共同参画についての意識・実態調査の概要

第5次計画の計画年度が令和3年(2021年)度で終了することに伴い、区民の男女平等や男女共同参画についての考え方、及び区内事業所における男女共同参画や女性の活躍推進に向けた取組み状況等を把握し、第6次計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。なお、調査は、18歳以上の区民(以下、「区民」と表記)、中学校2年生から高等学校3年生相当の区民(以下、「青少年」と表記)、区内に拠点を置く事業所を対象として3種類を行っています。

■区民向け調査

調査対象	満 18 歳以上(平成 14 年(2002 年)4月1日生まれ以前)の区民(令和2年(2020 年)8月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出)
標本数	1,500 件(男性 750 件・女性 750 件を年齢構成比率にあわせて抽出)
調査期間	令和2年(2020 年)8月 26 日(水)～9月 16 日(水)
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収率	31.9%(479 件)

■青少年向け調査

調査対象	満 13 歳～17 歳(平成 14 年(2002 年)4月2日から平成 19 年(2007 年)4月1日生まれ)の区民(令和2年(2020 年)8月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出)
標本数	1,000 件(男性 500 件・女性 500 件を年齢構成比率にあわせて抽出)
調査期間	令和2年(2020 年)8月 26 日(水)～9月 16 日(水)
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収率	35.1%(351 件)

■事業所向け調査

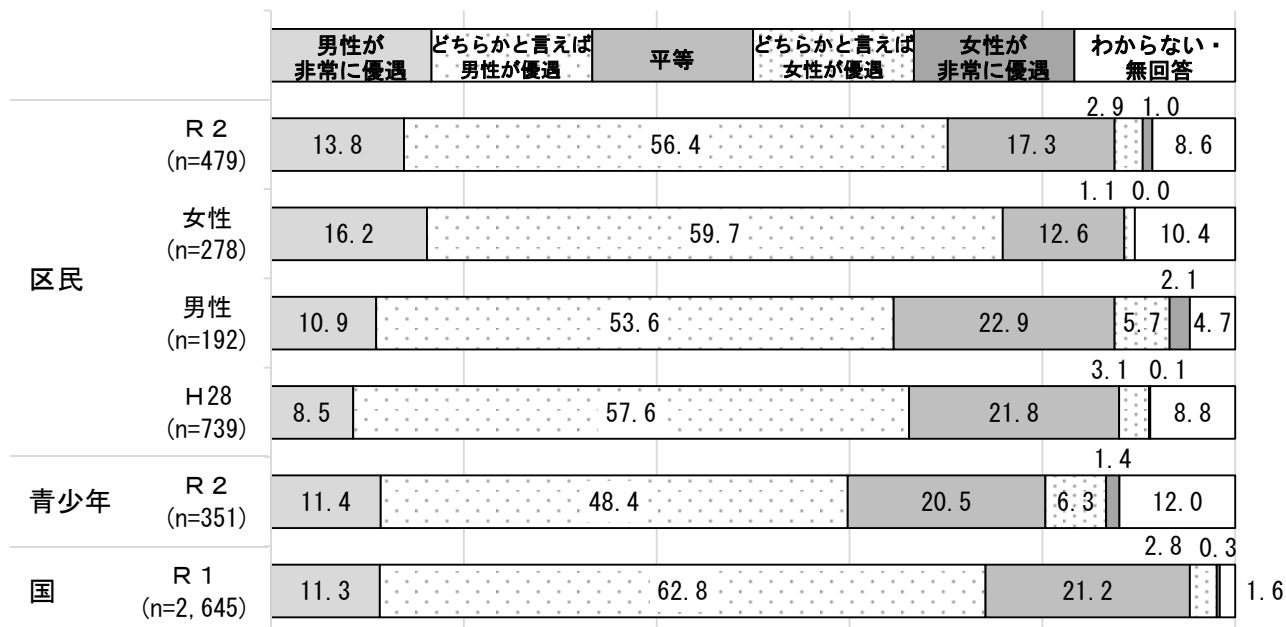
調査対象	区内に事業所のある従業員5人以上の企業(令和2年(2020 年)7月1日現在のデータベース(株式会社帝国データバンク)から無作為抽出)
標本数	1,000 件
調査期間	令和2年(2020 年)8月 26 日(水)～9月 16 日(水)
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収率	20.9%(209 件)

(2)男女共同参画についての意識・実態調査の結果

① 男女平等に関する意識

■男女の地位の平等についての認識

社会全体における男女の地位が「平等だと思っている」は、区民17.3%、青少年20.5%となっており、国の21.2%より少ない状況です。区民調査の男女別では「平等だと思っている」は、女性12.6%、男性22.9%で女性の方が10.3ポイント少なくなっています。



■結婚や家庭に関する考え方

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方に対して、“そう思わない”は区民72.0%、青少年62.1%でずれも増加しており、国の59.8%より多くなっています。区民調査の男女別では“そう思わない”は、女性77.3%、男性65.1%で女性の方が12.2ポイント多くなっています。

		【そう思う】		【そう思わない】		
		そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	わからない・無回答
区民	R 2 (n=479)	4.0	22.8	19.4	52.6	1.3
	女性 (n=278)	2.2	19.1	21.2	56.1	1.4
	男性 (n=192)	5.7	28.6	17.2	47.9	0.5
	H28 (n=739)	3.4	26.7	21.7	46.0	2.3
青少年	R 2 (n=351)	0.0	0.0	13.1	62.1	24.8
	H28 (n=723)	0.0	0.0	19.2	54.2	26.5
国	R 1 (n=2,645)	7.5	27.5	36.6	23.2	5.2

性別役割分担意識に否定的な考えを持つ人が増加しているものの、実態として男女の地位が平等と感じている人は少ないことが伺えます。特に女性にその傾向が表れています。

② ワーク・ライフ・バランス

■男性の育児・介護休業の取得についての認識

男性の育児・介護休業に対する考え方について、育児休業・介護休業を「取得した方がよい」が45.5%に増加しています。

「取得した方がよいと思うが現実的には休めない」は37.8%に減少しています。「取得した方がよい」は、女性43.9%、男性47.9%で男性の方が4.0ポイント多くなっています。

		取得した方がよい	取得した方がよいと思うが、現実的には休めない	取得する必要はない	女性が取得した方がよい	わからない・無回答	
全体						4.4	
	R 2 (n=479)	45.5	37.8	4.6	3.0	6.1	
	H 28 (n=739)	34.2	52.5	4.2	2.9	5.4	
女性							
	R 2 (n=278)	43.9	39.9	7.9	2.5	6.0	
	H 28 (n=435)	36.8	50.8	3.9	3.1	6.8	
男性							
	R 2 (n=192)	47.9	35.9	6.3	3.5	6.3	
	H 28 (n=285)	30.5	55.1	4.6	3.5	6.3	

男性の育児・介護休業に前向きな回答が増加しているものの、依然として「現実的には休めない」状況が伺えます。

男性従業員の育児参加について、中小企業は「仕事に支障のない範囲で参加したほうがよい」が53.0%で最も多く、中小企業以外は「積極的に参加したほうがよい」が52.2%で最も多い状況です。

男性の育児休業取得促進のための取組みを実施している事業所は、中小企業16.2%、中小企業以外が38.0%で、中小企業以外の方が21.8ポイント多くなっています。

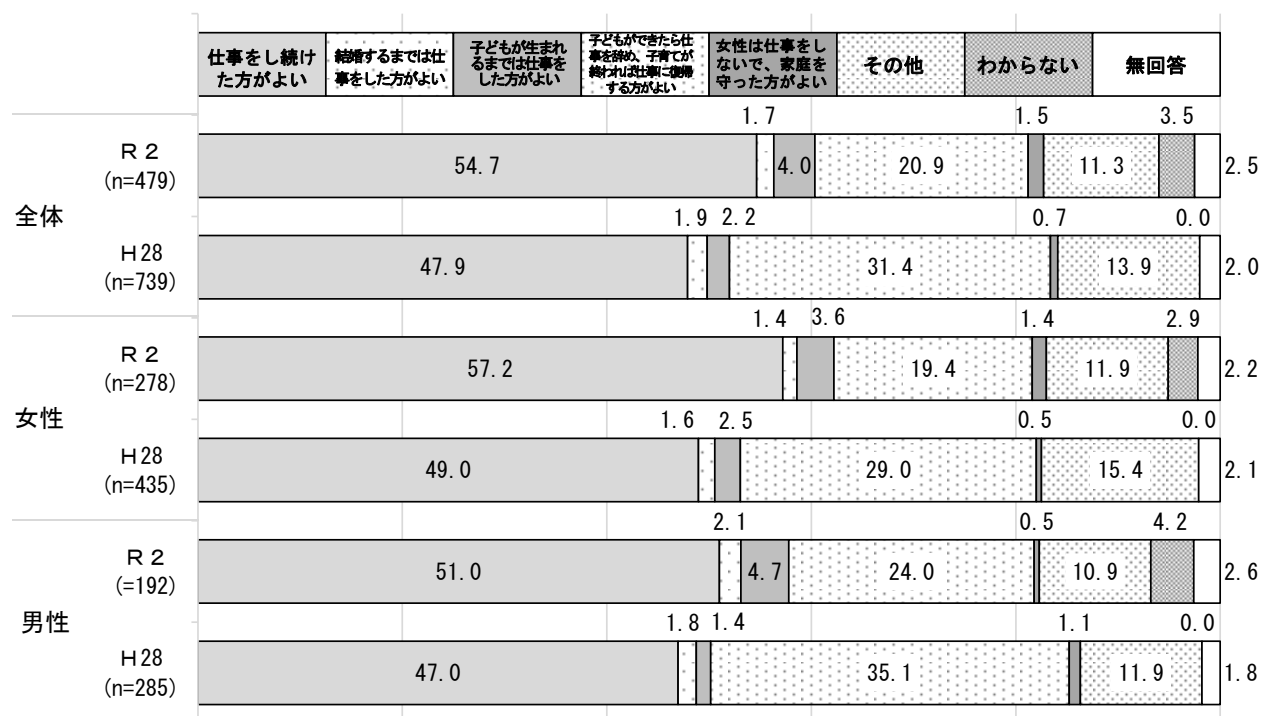
		積極的に参加したほうがよい	仕事に支障のない範囲で参加したほうがよい	必要に迫られたときのみ参加すればよい	参加する必要はない	無回答	
中小企業 (n=117)						0.9	
		33.3	53.0	10.3	2.6	0.0	
中小企業以外 (n=92)							
		52.2	40.2	4.3	3.3	0.0	

中小企業以外の方が男性の育児休業取得への意識が高く、取組みも進んでいることが伺えます。

③ 女性の活躍推進

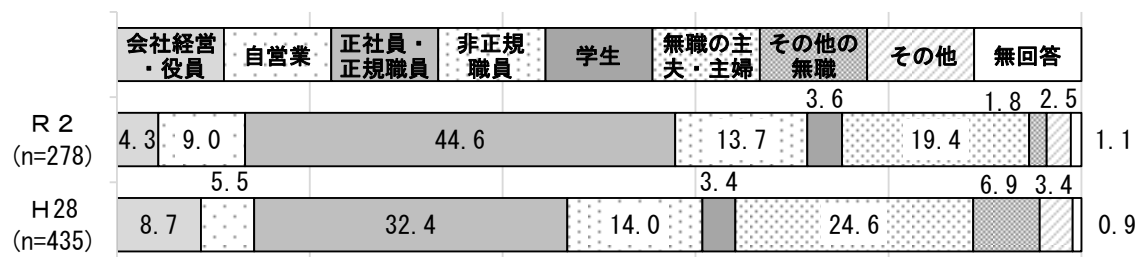
■女性が仕事をするについての認識

女性の就業について、「仕事を続けた方がよい」が54.7%で、前回調査より6.8ポイント増加しています。



■女性の就労状況

女性の就労状況をみると、「正社員・正規職員」が44.6%で前回調査より12.2ポイント増加、「無職の主婦」が19.4%で5.2ポイント減少しています。共働き世帯は62.8%で、9.2ポイント増加しています。



女性の経済的自立などを理由として女性が仕事をするに対して肯定的な回答が増え、実態としても女性の就業が増えています。

④ DV(ドメスティック・バイオレンス)・ハラスメントについて

■DVの被害状況

DVを受けたことがある人は、女性は23.6%から30.9%へ7.3ポイント、男性は6.2%から15.1%に8.9ポイントと、それぞれ増加しています。

		合計	DVを受けたことがある	DVを受けたことはない
女性	R2	(n=278)	30.9	69.1
	H28	(n=435)	23.6	76.4
男性	R2	(n=192)	15.1	84.9
	H28	(n=285)	6.2	93.8

DVを受けたことがある人は、女性、男性ともに過去5年間で増加しています。

■ハラスメントの被害状況

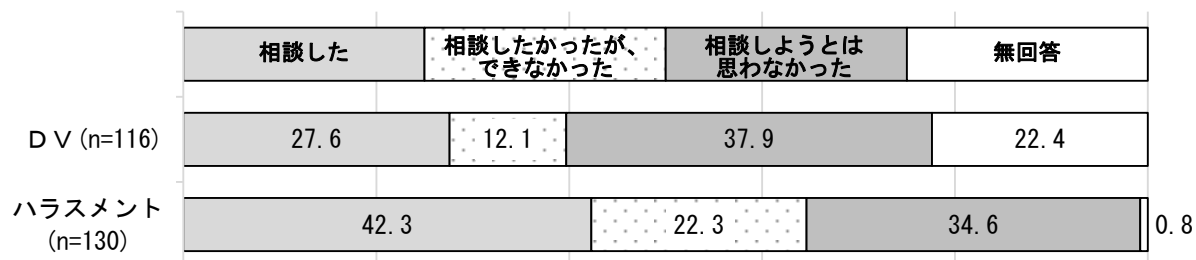
ハラスメントについて、「受けたことも、見たこともない」が女性、男性ともに最も多くなっていますが、ハラスメントの被害を受けたことがある人は、女性31.9%、男性20.9%で女性の方が11.0ポイント多くなっています。

	セクシュアル・ハラスメント	マタニティ・ハラスメント	パワー・ハラスメント	その他のハラスメント	受けたことはないが、見たことはある	受けたことも、見たこともない	無回答
全体 (n=479)	1.3	1.5	8.6	15.9	28.4	39.2	5.2
女性 (n=278)	1.8	1.4	14.7	14.0	23.7	38.8	5.4
男性 (n=192)	0.0	0.0	1.6	19.3	36.5	39.1	3.6

■DV・ハラスメントを受けた際の相談状況

DVでは、「相談した」が27.6%、「相談したかったが、できなかった」が12.1%、「相談しようとは思わなかった」が37.9%となっています。

ハラスメントでは、「相談した」が42.3%、「相談したかったが、できなかった」が22.3%、「相談しようとは思わなかった」が34.6%となっています。

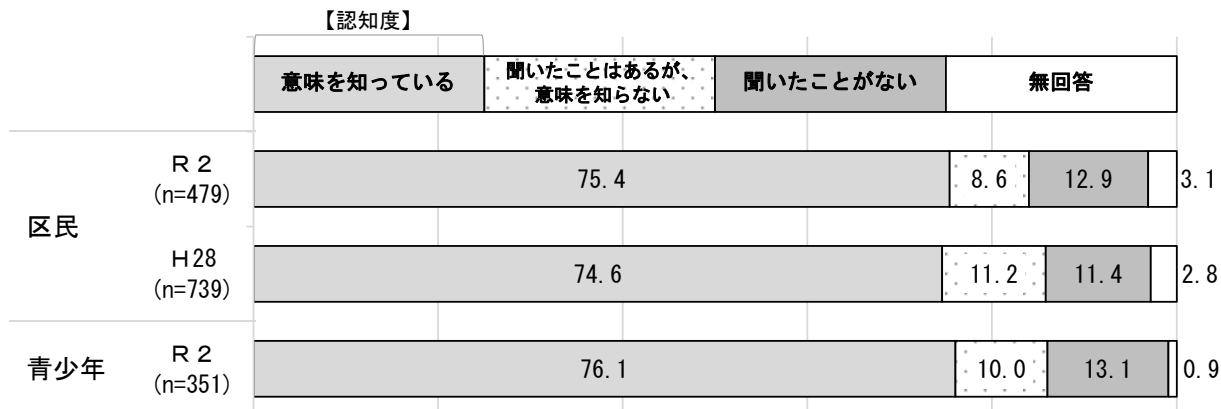


DV・ハラスメントの被害者の半数以上が被害を相談していないことが伺えます。特にDVの方がより被害を打ち明けにくい状況がみられます。

⑤ LGBTs

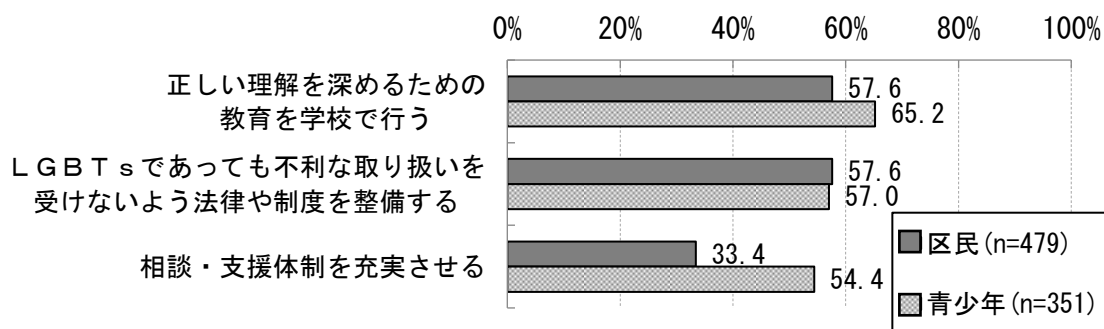
■LGBTsの認知度

LGBTsの意味を知っているのは、区民75.4%、青少年76.1%であり、区民は前回調査からほぼ横ばいとなっています。



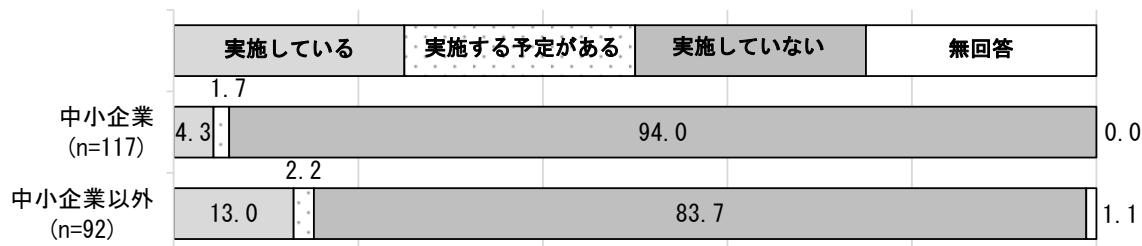
■LGBTsの人権を守るために力を入れていくべきと思うこと(上位3項目)

LGBTsの人権を守るために力を入れていくべきことについて、区民も青少年も同様に、「正しい理解を深めるための教育を学校で行う」「LGBTsであっても不利な取り扱いを受けないよう法律や制度を整備する」「相談・支援体制を充実させる」が多くなっています。



■LGBTsの従業員を支援するための取組みの実施状況

LGBTsの従業員を支援するための取組みを「実施している」は、中小企業4.3%、中小企業以外13.0%といずれも低い状況です。

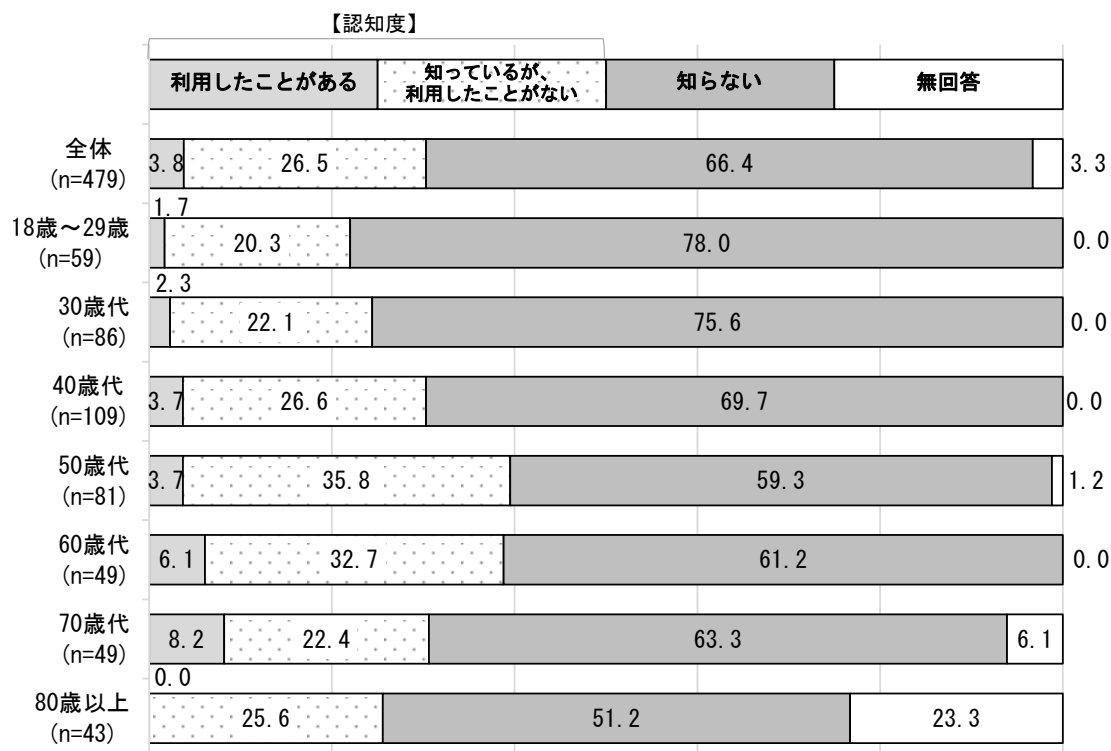


区民や地域社会に向けて、LGBTsに関する正しい理解の促進と配慮への取組みが求められています。また、事業所において、LGBTs支援の取組みがあまり進んでいないことが伺えます。

⑥ 行政・区政について

■男女共同参画センターMIWの認知度

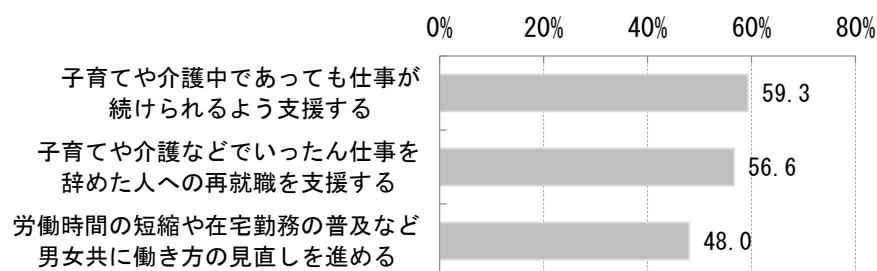
50歳代が39.5%で最も認知度が高くなっています。一方で、18～29歳は22.0%、30歳代は24.4%で30歳代以下の認知度が低い状況です。



認知状況は年代によって差が見られ、特に30歳代以下の世代では、あまり認知されていない状況が伺えます。

■行政が力を入れていくべきと思うこと

「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が59.3%と最も多く、次いで「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人への再就職を支援する」が56.6%、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める」が48.0%となっています。



区民は子育て・介護やワーク・ライフ・バランスの推進を支援する取組みを行政に求めていることが伺えます。

3 第5次計画の評価

平成 29 年(2017 年)3月に策定した第5次計画では、「性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現」を基本理念として、以下のとおり、3つの基本的な考え方のもと、5つの目標と目標ごとに2つの数値目標を設定し、施策を推進してきました。その達成状況を検証し、評価と課題を整理します。

■3つの基本的な考え方

- 性別や性的指向、性自認にかかわらず、だれもが尊重される社会をめざす
- 多様なライフスタイルが実現できる社会をめざす
- 互いに認め合い、だれもが参画できる社会をめざす

■5つの目標

- 1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する
- 2 配偶者・児童等への暴力や性的いやがらせ行為・性暴力を根絶する
- 3 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する
- 4 地域社会における男女共同参画をすすめる
- 5 行動計画の推進体制を充実する

■10の数値目標

目標	指標	策定時の値 平成 28 年度 2016 年度	現状値 令和2年度 2020 年度	目標値 令和3年度 2021 年度	達成 状況 (見込)
1	男女の性別により不平等があると思う人の割合	27.3%	48.6%	15.0%	未達成
	「性的マイノリティ」という言葉の意味を知っている人の割合	74.6%	75.4%	95.0%	未達成
2	DVをされたことのある人の割合	男性 6.2% 女性 23.6%	男性 15.1% 女性 30.9%	半減	未達成
	性的いやがらせ行為※を受けたことがある人の割合	22.2%	25.8%	半減	未達成
3	高校生・大学生に向けたキャリア形成支援事業の実施	—	年1回 (計5回)	年4回 計20回	未達成
	男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金の新規申請企業数	3社	年8社 (計28社)	年5社 計25社	達成
4	審議会等における女性委員の割合	33.5%	31.2% (令和3年度)	40.0%以上 60.0%以下	未達成
	避難所運営協議会委員における女性委員の割合	34.0%	34.7% (令和3年度)	40.0%	未達成
5	区役所内の管理・監督者(係長級以上)に占める女性の割合	25.8%	34.7% (令和3年度)	40.0%	未達成
	千代田区男女共同参画センターMIWを知っている人の割合	33.5%	30.3%	65.0%	未達成

※セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントを受けたことがある人

目標1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する

(1) 施策の方向と取組み状況

① 人権尊重・男女平等に対する意識啓発

男女共同参画センターMIWにおいて男女共同参画に関する講座を実施するとともに、「MIW通信」などの情報誌を通じて情報発信を図っています。平成 29 年(2017 年)度からは対話型の交流会を開催し、多様な人が集う双方向の情報共有の場を設けています。また、区内の学校と連携した講座の実施や、東京都教育委員会が発行する「人権教育プログラム」を活用した教育の実践を行うなど、子どもや子育て世帯の人権尊重・男女平等に対する意識啓発を行っています。

② 多様な機会・場における人権・男女平等教育・研修の推進

子どもたちが性別にとらわれず多様な生き方を選択できるよう、人権・男女共同参画に関する教職員の研修・指導の実施や、個性・適性を尊重した進路指導・活動指導に努めています。また、区内企業向けセミナー・研修会を実施するなど、教育・研修の機会を提供しています。

③ 男女の性や健康に関する理解促進と支援

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の理解促進と、年代や性差に応じた身体と心の健康づくりを推進するため、各種健(検)診・検査や健康増進をめざした教室・相談事業等を実施しています。さらに、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊婦全員を対象とした面接(ちよ♡まま面談)と、産後ケアの費用助成を平成 29 年(2017 年)度から実施しました。

④ 性的マイノリティへの理解促進と支援

LGBTs相談を平成 29 年(2017 年)度から開始し、令和2年(2020 年)度には相談時間を拡充しました。LGBTs当事者やご家族などに対し、継続的な相談の機会を提供するとともに、LGBTsに対する理解を深めるための講座を実施しています。また、区職員向け研修及び、教職員向け講演会を実施するとともに、「LGBTsへの対応に関する職員ハンドブック」を令和元年(2019 年)9月に作成し、区役所内の各課や区立学校へ配付するとともに、ホームページに掲載しています。

(2) 数値目標と達成状況

	初期値 平成 28 年度 2016 年度	現状値 令和2年度 2020 年度	目標値 令和3年度 2021 年度
男女の性別により不平等があると思う人の割合	27.3%	48.6%	15.0%
「性的マイノリティ」(LGBTs)※という言葉の意味を知っている人の割合	74.6%	75.4%	95.0%

※平成 28 年(2016 年)度調査では「性的マイノリティ」、令和2年(2020 年)度調査では「LGBTs」という言葉で調査実施。

(3)総括

男女共同参画センターMIWにおける講座や、教育現場での研修を実施することで、人権尊重・男女平等に対する意識啓発を推進してきました。男女の性別により不平等があると思う人の割合は増加し、数値目標は未達成ですが、男女平等意識の高まりにより、今の社会が不平等であると認識する割合が高くなったものと推定されます。

性的マイノリティへの理解促進と支援についても、LGBTs相談、講座、研修の実施や、職員ハンドブックの作成などにより推進してきましたが、「性的マイノリティ(LGBTs)」という言葉の意味を知っている人の割合は微増にとどまり、数値目標は未達成です。18～29 歳は 88.1%、30 歳代は 89.5%と高いのに対し、70 歳代は 51.0%など高齢層は低く、年代による差が大きくなっています。

目標2 配偶者・児童等への暴力や性的いやがらせ行為・性暴力を根絶する

(1) 施策の方向と取組み状況

① DV・デートDVへの対策の推進(千代田区配偶者暴力対策基本計画)

男女共同参画センターMIWや区内学校等でDV・デートDV(配偶者や交際相手からの暴力)防止のための関連講座を実施するなど、多様な機会を通じて意識啓発を図っています。被害者に対しては、区の関連部署・機関はもとより、提携する女性・母子緊急一時保護施設、東京都配偶者暴力相談支援センター(東京都女性センター・東京ウィメンズプラザ)、警察署等と連携体制をとり、支援しています。また、平成29年(2017年)度から、男女共同参画センターMIWにおける相談時間を拡充するとともに、配偶者暴力相談支援機能に関する調査を実施し、設置に向けた検討を行っています。

② 児童・高齢者・障害者に対する虐待への対策の推進

平成29年(2017年)度から子どもと家庭に関わる総合相談専用電話を24時間365日体制に拡充したほか、平成30年(2018年)度に障害者よろず相談「モフカ」を新たに設置、令和2年(2020年)度からは障害者虐待防止センターを24時間365日体制で委託するなど、相談機会の充実を図っています。また、区の関連部署・機関からなる虐待等防止連絡委員会を開催し情報共有を図るとともに、毎年11月1日から12月10日までを区の虐待防止強化期間と位置づけ、啓発キャンペーンを実施しています。令和2年(2020年)度からは、子ども虐待防止に向けた対応マニュアルを改訂し、関係機関に配布しています。また、高齢者虐待のさらなる知識の普及と虐待予防を目的として、高齢者虐待ゼロのまちづくりハンドブック(ノックの手帳)の概要版を作成し、配布を行っています。

③ 性的いやがらせ行為・性暴力等への対策の推進

男女共同参画センターMIWにおいて、性的嫌がらせ行為・性暴力等の根絶に関する講座を年1回程度実施しているほか、相談時間を平成29年(2017年)度から拡充しています。また、警察署・東京都の犯罪被害者支援と連携したキャンペーン・相談会を実施しているほか、平成30年(2018年)度からは東京都の若年被害女性等支援モデル事業としてNPO法人など民間支援団体による相談・秋葉原での夜間見回り・声かけなどを実施しています。

(2) 数値目標と達成状況

	初期値 平成28年度 2016年度	現状値 令和2年度 2020年度	目標値 令和3年度 2021年度
DVをされたことのある人の割合	男性 6.2% 女性 23.6%	男性 15.1% 女性 30.9%	半減
性的いやがらせ行為を受けたことがある人※の割合	22.2%	25.8%	半減

※セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントを受けたことがある人

(3) 総括

DV・デートDV防止、虐待防止、性的いやがらせ行為・性暴力等への対策として、相談体制の充実や講座による意識啓発、関係部署との連携による支援を行ってきました。DVをされたことのある人の割合、性的いやがらせ行為を受けたことがある人の割合は、どちらも増加し、数値目標は未達成ですが、意識・実態調査の結果から、DVや性的いやがらせの認識の深まりによるものと推定されます。

目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する

(1) 施策の方向と取組み状況

①働きたい・働きたい女性に対するキャリア形成の支援(千代田区女性活躍推進計画)

男女共同参画センターMIWにおいて、女性の就業や再就職等のキャリア形成支援に関する講座や、高校生・大学生を対象としたキャリア支援講座を実施しています。さらに、「MIW通信」で区内企業における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスについての特集記事を掲載したほか、MIW情報ライブラリにて関連図書を購入し情報提供を行っています。また、まちみらい千代田において、起業を希望する女性に向けた講座を実施し、起業について学ぶ機会の提供や相談の場を設けることで、女性の活躍を支援しています。

②男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発(千代田区女性活躍推進計画)

男女共同参画センターMIWにおいて、男性の家事・育児についての講座を実施しています。また、保健所では「まま・ぱぱ学級」、九段生涯学習館では「家庭教育学級」を実施し、男性が子育てや家事、介護へ積極的に参画できるよう男性の講座参加を促しています。地域での仲間づくりのきっかけとなる場を提供し、家庭や働き方に対する男性の意識改革に向けた啓発に取り組んでいます。

③家事、育児、介護等と仕事の両立に向けた支援(千代田区女性活躍推進計画)

家事や育児・介護等の理由から働きたいと思いつつも働くことのできない人を支援するため、保育や介護、障害者福祉サービスの充実を図っています。安心して育児ができるよう妊娠期からの切れ目のない支援・相談の充実に取り組むとともに、人口増加に応じて保育サービスの需要が増えているため、保育所の新規開設や学童クラブの整備・定員拡充を行い、待機児童ゼロを達成しています。また、ひとり親の経済的自立や生活安定をめざすため、給付金・貸付金の交付、相談支援や医療費助成等を実施しています。

④働きやすい職場づくりに向けた情報提供・啓発(千代田区女性活躍推進計画)

男女共同参画センターMIWなどで、ワーク・ライフ・バランスの推進や職場における男女格差の解消の推進に関する講座や講演会を実施しているほか、相談窓口や啓発冊子を広く配布し、多様な働き方や職場における男女格差の解消に関する働きかけや情報提供を行っています。また、平成21年(2009年)度からプロポーザル方式にて、平成30年(2018年)度から総合評価方式にて契約事業者の選定を行う際、男女共同参画や次世代育成支援等の取組みを加点項目とし、企業に向けた意識啓発を行っています。

⑤区内中小企業の意向をとらえた支援(千代田区女性活躍推進計画)

従業員の育児や介護をサポートするための制度・雇用環境整備に対して助成金等の支援を行い、中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進を図っています。そのうち、「中小企業における仕事と家庭の両立支援」事業は、平成29年(2017年)度に助成内容の改正を行い、介護休業や男性の育児休業等に対する奨励金を新たに創設しました。また、令和2年(2020年)度には、有給の特別休暇(配偶者出産休暇制度等)を新たに導入した際の奨励金を創設するなど、制度利用の促進に努めています。

(2)数値目標と達成状況

	初期値 平成 28 年度 2016 年度	現状値				目標値 令和3年度 2021 年度
		平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和2年度 2020 年度	
高校生・大学生に向けたキャリア形成支援事業の実施	—	年1回 (計1回)	年1回 (計2回)	年2回 (計4回)	年1回 (計5回)	年4回 (計 20 回)
男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金の新規申請企業数	3社	年8社 (計8社)	年6社 (計 14 社)	年6社 (計 20 社)	年8社 (計 28 社)	年5社 (計 25 社)

()は計画期間中の累計

(3)総括

男女共同参画センターMIWにおいて、女性や高校生・大学生を対象としたキャリア支援講座を実施など、キャリア形成の支援を推進してきました。高校生・大学生に向けたキャリア形成支援事業の実施(講座)は、講座の目的別体系上の均衡の観点から年1回程度にとどまり、数値目標は達成できませんでした。

ワーク・ライフ・バランスの推進や働きやすい職場づくりのため、講座による意識啓発や情報提供や「中小企業仕事と家庭の両立支援制度」による助成を行ってきました。その制度のうち、男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金の新規申請企業数の数値目標を達成しています。男性の意識や中小企業の職場環境整備の意識の向上によるものと推定されます。

目標4 地域社会における男女共同参画をすすめる

(1) 施策の方向と取組み状況

① 意思決定過程への女性の参画の推進(千代田区女性活躍推進計画)

区政における意思決定過程に女性が参画できるよう、区が設置する審議会等における男女構成のバランスに考慮するよう関係部署へ働きかけを行っています。また、地域活動等、社会のさまざまな場面で女性が参画できるように、町会等の地域組織に対し男女共同参画の意識啓発を行っています。

② 子育て・介護をしている人や退職した人等の社会参画の支援(千代田区女性活躍推進計画)

ちよだボランティアセンターにおいて、ボランティア情報の発信やボランティア養成講座などを実施し、区民の自主的な地域活動を支援しています。また、男女共同参画センターMIWにおいて「MIW祭り」など、男女共同参画を推進する自主グループと共催で事業を行い、活動と交流の場を提供しています。

③ 多様性に配慮した防災・まちづくりの推進

避難所運営協議会の副委員長に女性委員を選任するほか、避難所運営マニュアルの中に「女性に配慮した避難所運営」について盛り込み、地域・防災組織への女性の参画を促進しています。また、高齢者や妊婦、子育て世代等の多様性に配慮した備蓄物資の配備を進め、災害対策における男女共同参画の推進を図っています。まちづくりの分野においては、だれにでもやさしいまちをめざして、公共・公共的施設の設計・工事に際してバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進を図っているほか、平成30年(2018年)度からエリア別にバリアフリーマップを発行しています。

(2) 数値目標と達成状況

	初期値	現状値					目標値
	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和3年度 2021年度
審議会等における女性委員の割合	33.5%	33.9%	32.8%	30.5%	30.9%	31.2%	40.0% 以上 60.0% 以下
避難所運営協議会委員における女性委員の割合	34.0%	34.6%	34.3%	34.7%	34.7%	34.7%	40.0%

(3) 総括

区政における意思決定過程に女性が参画できるよう、区が設置する審議会における男女構成のバランスに考慮するよう関係部署への働きかけを行ってきました。審議会等における女性委員の割合は、微減となり、数値目標は達成できませんでした。充て職や団体推薦など委員の選出方法も影響しているものと推定されます。

避難所運営協議会においては副委員長に女性委員を選任し、避難所運営マニュアルの中に「女性に配慮した避難所運営」について盛り込むなど、多様性に配慮した防災・まちづくりを推進してきました。避難所運営協議会委員における女性委員の割合は、微増にとどまり数値目標は達成できませんでした。充て職など委員の選出方法が影響しているものと推定されます。

目標5 行動計画の推進体制を充実する

(1) 施策の方向と取組み状況

① 男女共同参画センターMIWの充実

男女共同参画センターMIWにおいて、相談・学習・情報・支援・交流の5つの機能を柱とし、男女共同参画の推進を図っています。また、令和2年(2020 年)度から相談員兼コーディネーターの配置を行い、相談機能を強化するとともに、さまざまな悩みを抱えている人に相談先として認知されるよう、さまざまな媒体を通じてMIWの周知に努めています。さらに、MIW登録団体の募集促進を図り、区民が主体的に活動する支援を行っています。

② 区役所内推進体制の充実

区役所全体で本計画を推進していくため、庁内委員会で進捗状況の確認や意識共有を図り、関係部署との連携に努めています。また、区役所内の男女共同参画意識の啓発を図るため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「千代田区特定事業主行動計画」を推進するための職員研修を実施したほか、育児・介護との両立支援に関する冊子を発行しました。誰もが働きやすい職場づくりを進め、女性が一層活躍できる環境を整備しています。

③ 区民の協働による推進体制の充実

区の男女共同参画施策の実施推進や提言を行う男女平等推進区民会議や、男女共同参画センター運営協議会に区民委員が参画しているほか、男女共同参画の推進を目的に活動する自主グループを支援するなど、区民との協働により本計画の推進を図っています。

(2) 数値目標と達成状況

	初期値	現状値					目標値
	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和2年度 2020 年度	令和3年度 2021 年度	令和3年度 2021 年度
区役所内の管理・監督者(係長級以上)に占める女性の割合 【参考】 〔管理職の割合〕 〔係長級の割合〕	25.8% (14.9%) (29.9%)	24.9% (12.2%) (29.6%)	25.8% (14.1%) (29.9%)	31.7% (15.1%) (36.8%)	33.5% (16.2%) (38.7%)	34.7% (16.9%) (39.8%)	40.0%
千代田区男女共同参画センターMIWを知っている人の割合	33.5%	—	—	—	30.3%	—	65.0%

(3) 総括

区役所内推進体制の充実に向け、「千代田区特定事業主行動計画」に基づいた研修の実施や、育児・介護との両立支援に関する冊子の発行を行いました。区役所内の管理・監督者(係長級以上)に占める女性の割合は増加しましたが、数値目標は達成できませんでした。係長級は 39.8%と目標値にほぼ届いていますが、管理職は 16.9%と低くなっています。

男女共同参画センターMIWは、相談・学習・情報・支援・交流の5つの機能の充実を図り、さまざまな媒体を通じてMIWの周知に努めてきましたが、千代田区男女共同参画センターMIWを知っている人の割合は微減となり、数値目標は未達成です。50 歳代が 39.5%で最も高い一方、18～29 歳は 22.0%、30 歳代は 24.4%で特に低くなっています。

第3章 計画の基本理念・基本的な考え方

1 基本理念

千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々、企業、団体等と連携を図りながら、ジェンダー平等社会を実現するため、第5次計画の以下の基本理念を引き継ぎます。

**性別による不平等がなく、
だれもが自分で生き方を選ぶことができ、
その選択肢が認められて参画できる社会の実現**

2 基本的な考え方

上記の基本理念を踏まえ、第5次計画を踏襲し、3つの基本的な考え方を掲げます。そして、それら基本的な考え方に基づき、目標と施策の方向からなる施策体系を構成します。

(1) 性別や性的指向・性自認にかかわらず、だれもが尊重される社会をめざす

基本理念に示される「性別による不平等がない」社会をめざし、人権尊重・ジェンダー平等に取り組めます。特に、性別による不平等はもとより、広く人権をとらえ、LGBTsへの理解を促進し、高齢者、障害者に対する虐待の防止、配偶者・児童等へのあらゆる暴力を根絶することで、だれもが尊重され、生きやすさを感じることのできる社会の実現をめざします。

(2) 多様なライフスタイルが実現できる社会をめざす

基本理念に示される「だれもが自分で生き方を選ぶことができる」社会をめざし、自分の意思による多様な選択ができるよう取組みを進めます。女性活躍推進法の考え方を踏まえ、女性がそれぞれの個性と能力を発揮して社会に関わることができ、同時に男性が家庭や地域に参画することで、女性と男性がともに社会・家庭・地域で活躍することのできる社会の実現をめざします。

(3) 互いに認め合い、だれもが参画できる社会をめざす

基本理念に示される「選択が認められて参画できる」社会をめざし、だれもが自分の望むかたちで社会に参画するための取組みを進めます。仕事を通じた自己実現や社会参画のみならず、地域社会においても性別役割分担意識にとらわれずに自由に参画することができ、生きがいを感じることができる社会の実現をめざします。

3 視点

第6次計画においては、以下の視点を反映し、全ての施策を推進します。

視点1 SDGs(持続可能な開発目標)・ジェンダー平等の視点を反映する

視点2 ジェンダー平等が男性にとっても重要であると認識し、男女共に進めていく必要がある

視点3 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、顕在化した社会的に弱い立場にある人々への問題に対応する

4 施策の体系

【基本理念】

性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、
その選択が認められて参画できる社会の実現

【基本的な考え方】

性別や性的指向、
性自認にかかわらず、
だれもが尊重される社会をめざす

多様なライフスタイルが
実現できる社会をめざす

互いに認め合い、
だれもが参画できる社会をめざす

【目 標】

1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する

2 配偶者・児童等へのあらゆる暴力を根絶する

3 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する

4 地域社会におけるジェンダー平等を推進する

5 行動計画の推進体制を充実する

【施策の方向】

- 1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり
- 2 生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進
- 3 生活上の困難を抱える女性などへの支援
- 4 LGBTsへの理解と人権尊重のための施策の推進

千代田区配偶者暴力対策基本計画

- 1 DV・デートDVの防止と被害者の支援
- 2 児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策
- 3 ハラスメント・性暴力等の防止への取組みの推進

千代田区女性活躍推進計画

- 1 女性のキャリア形成・就労の支援
- 2 男性の働き方の見直しの促進
- 3 家事、育児、介護等と仕事の両立支援
- 4 誰もが働きやすい環境づくりの推進

- 1 政策・意思決定過程における女性の参画の拡大
- 2 ジェンダー平等の視点からの災害対策

- 1 男女共同参画センターMIWの機能強化
- 2 計画の推進体制の充実

第4章 施策の展開

目標1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する

(1)現状と課題

■ジェンダー平等とダイバーシティ&インクルージョン(多様性と社会的包摂・包含)

意識・実態調査の結果から、性別役割分担意識に否定的な考えを持つ人が増加しているものの、実態として男女の地位が平等と感じている人は少ないことが伺え、特に女性にその傾向が表れています。加えて、性別役割分担意識に肯定的な考えを持つ人も一定数存在しており、そうした性差に関する固定観念はアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)による様々な差別・区別を生むことが懸念されます。また、家事や育児等について、男女が同程度に分担することが期待されていますが、実態としては女性に役割が偏っている状況が見られます。

固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みによる悪影響を取り除き、ジェンダー平等を推進するために、さらなる意識啓発を行うとともに、あらゆる場面で性別役割分担意識に捉われず、積極的にその役割を果たすことが求められます。また、ダイバーシティ&インクルージョン(多様性と社会的包摂・包含)の考え方をあらゆる分野に展開していく必要があります。

■「生命(いのち)の安全教育」にかかる施策の推進

令和2年(2020年)度に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、この方針を踏まえ、文部科学省は子どもたちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命(いのち)の安全教育」を推進することとしています。

本区においても、「生命(いのち)の安全教育」のための教材等を活用するなど施策を推進することが求められます。

■生活上の困難を抱える女性

国の男女共同参画基本計画では、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、女性は貧困等の生活上の困難に陥りやすいことが指摘されています。特に女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯においては、子どもが成人した後も続くこととされ、貧困の連鎖を断ち切ることは非常に困難となっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下では、社会的に弱い立場の人々が抱える諸問題が一層顕在化してきています。

こうした様々な困難に対しては、行政による自立に向けた支援が求められます。また、非正規労働者やひとり親をはじめとした女性の貧困に対し、就業・生活の安定に向けた支援の強化が課題となります。

■LGBTsに対する施策

区民や地域社会に向けて、LGBTsに関する正しい理解の促進と配慮への取組みが求められています。また、意識・実態調査の結果から事業所において、LGBTs支援の取組みがあまり進んでいないことが伺えます。

LGBTsへの支援や理解の輪を広げていくには、区における取組みの充実に加えて、区民や職場などの地域社会に対し、さらなる意識啓発を実施していくことが求められます。また、誰もが地域で生き生きと暮らせる社会に向けて、「パートナーシップ制度」や「ファミリーシップ制度」の導入の検討が求められます。

(2) 施策の方向

【施策の方向 1】 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

人権尊重・ジェンダー平等の意識づくりに向けて、区広報紙やホームページなど様々な媒体を通じて情報発信を行います。また、学校や区民向け講座など、あらゆる機会を捉えて人権尊重・ジェンダー平等に対して理解を深める取組みを実施します。

【施 策】

- ① 人権尊重・ジェンダー平等の情報発信
- ② 学校における人権尊重・ジェンダー平等施策の実施
- ③ 区民等向けの人権尊重・ジェンダー平等施策の実施

【成果目標】

指標	現状値	目標値
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:17.3% 青少年:20.5% (令和2年度)	区民:50% 青少年:50% (令和8年度)
人権が尊重されている社会だと思う人の割合※	区民:77.2% (令和2年度)	区民:85% (令和6年度)

※令和7年度以降の目標は、次期ちよだみらいプロジェクトで策定予定

【施策の方向 2】 生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進

生涯を通じた心とからだの健康づくりを推進するため、ライフステージに応じた各種検診や相談を実施します。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての周知を図るとともに、妊娠期から子育て期まで様々な支援を行います。

【施 策】

- ① 疾病予防、健康づくりの推進
- ② 妊娠期から子育て期までの支援
- ③ 互いの性や生殖に関する理解の促進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
がん検診受診率(子宮がん、乳がん)(健康づくり区民アンケート)※	子宮がん検診:41.0% 乳がん検診:59.0% (平成28年度)	子宮がん検診:増加 乳がん検診:増加 (令和4年度)
「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」という言葉の意味を知っている人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:13.6% (令和2年度)	区民:19% (令和8年度)

※令和5年度以降の目標は、次期健康千代田21で策定予定

【施策の方向 3】生活上の困難を抱える女性などへの支援

貧困や家庭問題、ハラスメント、性暴力など様々な困難を抱えた女性に対して、各種相談を行うとともに、経済的支援など、必要に応じた支援を行います。

【施 策】

- ① 女性相談等の相談事業の実施
- ② 子育て世帯への経済的支援
- ③ ひとり親家庭の支援
- ④ 様々な困難を抱える若年女性に対する支援

【成果目標】

指標	現状値	目標値
男女共同参画センターMIWの一般相談を知っている人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:11.9% (令和2年度)	区民:17% (令和8年度)

【施策の方向 4】LGBTsへの理解と人権尊重のための施策の推進

LGBTsに対する区民の理解が広まるよう、男女共同参画センターMIWなどにおいて、学習機会を提供します。また、実際に悩みを抱える人の相談や居場所づくりを行うとともに、「パートナーシップ制度」や「ファミリーシップ制度」の導入を検討します。

【施 策】

- ① LGBTsへの理解の促進
- ② LGBTs相談の実施
- ③ LGBTsへの施策の推進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
「LGBTs」という言葉の意味を知っている人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:75.4% (令和2年度)	区民:80% (令和8年度)
LGBTs相談を知っている人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:4.2% (令和2年度)	区民:9% (令和8年度)

(3)施策・事業

【施策の方向 1】人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

① 人権尊重・ジェンダー平等の情報発信

人権尊重・ジェンダー平等の意識づくりのため、区広報紙や区ホームページ、情報誌などにより、人権尊重・ジェンダー平等に関する情報を発信します。

NO	事業	事業内容	担当課
1	広報千代田、ホームページ、SNS等による情報発信	広報千代田、区ホームページ、SNS 等を通じて幅広い情報発信を行います。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
2	情報紙の発行	情報紙「MIW通信」、MIW 所蔵図書を紹介する「ライブラリニュースみゆう」を発行します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW

② 学校における人権尊重・ジェンダー平等施策の実施

子どもたちの自尊感情や人権感覚を育む教育を実践するとともに、教職員に対し、人権尊重・ジェンダー平等に対する理解を深められるような研修を実施します。また、子どもたちの人権を守るため、スクールカウンセラー等による取組みを実施し、様々な機関と連携します。

NO	事業	事業内容	担当課
3	各校園における人権教育の推進	各校園において、人権教育全体計画を作成し、人権教育を推進します。	指導課
4	教材・資料等の活用による人権・ジェンダー平等の意識啓発	社会科や家庭科、特別の教科 道徳の授業や学校生活全体を通し、ジェンダー平等に対する意識啓発を行います。	指導課
5	子どもの自尊感情や人権感覚を育む教育の実践	東京都教育委員会が発行する「人権教育プログラム」を活用した教育を実践します。あわせて、児童会、生徒会活動の一環としていじめ防止に向けた人権標語を作成する等、子どもの自尊感情や人権感覚を育む教育を行います。	指導課
6	教職員に対するジェンダー平等、人権尊重教育の研修	若手教員育成研修や中堅教諭等資質向上研修会、体育健康教育推進委員会、人権教育推進委員会、人権教育研修会を実施します。	指導課
7	スクールカウンセラー等による相談・支援	スクールカウンセラーにおける小学5年児童・中学1年生徒全員の面談を実施したり、児童・生徒へのアンケートを実施することで、様々な悩みへの相談・支援を行います。	指導課
8	いじめ・悩み相談レター、ホットライン	「いじめ・悩み相談レター」及び「いじめ・悩み相談ホットライン」を24時間365日実施します。	指導課
9	小・中学生への人権意識の啓発	人権の花、子どもたちの人権メッセージ、中学生人権作文など小・中・中等教育学校と連携し、人権尊重に関する意識啓発を進めます。	国際平和・男女平等人権課

③ 区民等向けの人権尊重・ジェンダー平等施策の実施

人権尊重・ジェンダー平等への理解を深めるため、区民等向け講座を行います。

NO	事業	事業内容	担当課
10	人権・ジェンダー平等に関する講座・講演会等	第6次行動計画の5つの目標を柱とし、対面やオンラインなどによる講座を実施します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
11	区内学校・地域団体・企業等と連携した講座	第6次行動計画の5つの目標を柱とし、区内学校への出前講座や、地域団体・企業等と協働した講座を実施します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
12	雇用主向け講座	企業担当者に向けた人権・ジェンダー平等の研修会・講座を国や東京都と共催して実施します。	国際平和・男女平等人権課
13	区民への人権意識の啓発	啓発冊子の配布や、人権週間における講演会やパネル展等を活用して、人権尊重に関する意識啓発を進めます。	国際平和・男女平等人権課

【施策の方向 2】生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進

① 疾病予防、健康づくりの推進

生涯を通じた健康づくりを推進するため、各種健(検)診を実施するとともに、生活習慣病等の相談や心の相談を行います。

NO	事業	事業内容	担当課
14	各種健(検)診	子宮がん、乳がん検診など、女性特有のがん検診をはじめ、国保健診、長寿健診など各種健(検)診を実施します。	健康推進課
15	生活習慣病予防相談	20歳以上の区民を対象として、生活習慣病予防相談(骨密度測定会と同時実施)を実施します。	健康推進課
16	心の健康づくり	心の相談室、訪問相談、精神障害者デイケア、講演会等の実施を通して心の健康づくりを推進するとともに、自殺対策を推進します。	健康推進課

② 妊娠期から子育て期までの支援

妊娠期から子育て期までの不安を解消できるよう、妊娠期や出産後の母子の健康維持に関する取り組みや、様々な子育て支援を行います。

NO	事業	事業内容	担当課
17	妊婦健診	妊婦健康診査、超音波検査、子宮頸がん検診など、妊婦健診を実施します。	健康推進課
18	出産・子育て支援	ちよ♡まま面談、産後ケア事業、ぴよぴよ育児講座、乳児家庭訪問指導など、出産・子育てに関する支援を実施します。	健康推進課
19	親子学級	ままぱぱ学級、にこにこ広場をはじめとした、親子学級を実施します。	健康推進課
20	子育て相談	子育てに関する悩みの相談や、支援に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な窓口につなげていきます。	児童・家庭支援センター
21	子育て支援サービス	ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時預かり保育、一時預かり保育、千代田子育てサポート、子どもショートステイなど、子育て支援サービスを実施します。	児童・家庭支援センター

③ 互いの性や生殖に関する理解の促進

互いの性や生殖に関する理解の促進のため、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)等、妊娠・出産に関する女性の権利について周知するとともに、性や生殖等に関する正しい知識やエイズ・性感染症等の健康情報を提供します。

NO	事業	事業内容	担当課
22	性や生殖に関する知識及び情報の普及・啓発	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する講座を実施するとともに、区内学校向けに出前講座を実施します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
23	「生命(いのち)の安全教育」の推進のための教材等の活用	保健や特別活動、特別の教科 道徳の中で、「生命(いのち)の安全教育」の推進のための教材等を活用します。	指導課
24	エイズや性感染症に関する正しい知識の普及・啓発	東京都エイズ予防月間に併せ、パンフレットやチラシを配布するとともに、エイズや性感染症検査実施時に保健師による相談を行います。あわせて、HIV・性感染症検査を実施します。	健康推進課

【施策の方向 3】生活上の困難を抱える女性などへの支援

① 女性相談等の相談事業の実施

生活上の困難を抱える女性などへの支援のため、貧困、家庭問題、ハラスメント、性暴力等、生活上の困難な問題を抱える女性などに各種相談を行います。

NO	事業	事業内容	担当課
25	女性相談	保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
26	MIW 相談	様々な悩みに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。なお、SNS 相談の実施を検討します。	国際平和・男女 平等 인권課 男女共同参画 センターMIW
27	子どもと家庭に関わる総合相談等	0 歳から 18 歳未満までの子どもと家庭に関する相談、幼児から高校生までの教育相談等により、適切な支援やサービスを提供します。	児童・家庭支援センター
28	東京都若年被害女性等支援事業との連携による支援	東京都若年被害女性等支援事業と連携し、保護や支援を必要とする若年被害女性に対し、相談及び各種の援護を行います。	生活支援課

② 子育て世帯への経済的支援

子育て世帯への経済的支援のため、18 歳まで医療助成などを行います。

NO	事業	事業内容	担当課
29	各種手当	区独自の次世代育成手当、国の制度である児童手当をはじめとした、各種手当を支給します。	子育て推進課
30	こども医療費助成	乳幼児から 18 歳までの子どもに対する、医療費を助成します。	子育て推進課
31	就学援助	小学校・中学校等における義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学困難な区内居住の児童・生徒の保護者に学校で必要な費用を援助します。	学務課
32	幼児教育無償化施設等利用費・私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業	私立幼稚園等の保育料等にかかる施設等利用費を支給します。また、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に、当該保護者が支払うべき費用の一部を給付します。	子ども支援課
33	外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業	外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、保護者負担軽減の補助金を交付します。	子育て推進課

③ ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立のため、支援を行います。

NO	事業	事業内容	担当課
29	各種手当【再掲】	区独自の次世代育成手当、国の制度である児童手当をはじめとした、各種手当を支給します。	子育て推進課
34	ひとり親家庭等医療費助成	離婚等により一人で子どもを養育する父母に対して、医療費を助成します。	子育て推進課
35	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭、または父子家庭に対して、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給します。	生活支援課
36	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付	母子家庭及び父子家庭に対し、生活に必要な資金やその子の修学に必要な資金等について貸付けを行います。	生活支援課
37	生活保護	生活に困窮する人(又は世帯)に対し、国が定める最低限度の生活を保障し、自立を支援します。	生活支援課
21	子育て支援サービス【再掲】	ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時預かり保育、一時預かり保育、千代田子育てサポート、子どもショートステイなど、子育て支援サービスを実施します。	児童・家庭支援センター

④ 様々な困難を抱える若年女性に対する支援

様々な困難を抱える若年女性を支援するため、民間支援団体と連携を図り、相談や様々な支援事業を実施します。

NO	事業	事業内容	担当課
25	女性相談【再掲】	保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
26	MIW 相談【再掲】	様々な悩みに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。なお、SNS相談の実施を検討します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
27	子どもと家庭に関わる総合相談等【再掲】	0歳から18歳未満までの子どもと家庭に関する相談、幼児から高校生までの教育相談等により、適切な支援やサービスを提供します。	児童・家庭支援センター
38	就労支援	生活困窮担当の相談員が婦人相談員等と連携し、必要に応じて専門機関等へつなぐことにより、就労支援を行います。	生活支援課
37	生活保護【再掲】	生活に困窮する人(又は世帯)に対し、国が定める最低限度の生活を保障し、自立を支援します。	生活支援課
28	東京都若年被害女性等支援事業との連携による支援【再掲】	東京都若年被害女性等支援事業と連携し、保護や支援を必要とする若年被害女性に対し、相談及び各種の援護を行います。	生活支援課

【施策の方向 4】LGBTsへの理解と人権尊重のための施策の推進

① LGBTsへの理解の促進

LGBTsへの理解を深めるため、男女共同参画センターMIWなどにおいて、学習機会を提供します。また、職員・教職員向けの研修を行います。

NO	事業	事業内容	担当課
39	LGBTsに関する講座・講演会等	LGBTsへの理解を深めるための講座・講演会等を実施します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
40	職員の人権・ジェンダー平等意識の向上に向けた研修	LGBTsを含む人権問題研修、ハラスメント防止研修等を実施します。	人事課
41	LGBTsに関する研修	人権教育推進委員会や人権教育研修会において、LGBTsに関する研修や講演会を実施します。	指導課

② LGBTs相談の実施

LGBTsを支援するため、相談の充実を図ります。また、LGBTs当事者同士の交流が図れるよう居場所づくりを行います。

NO	事業	事業内容	担当課
42	LGBTs相談	MIW相談の中で、LGBTsに関する様々な相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW
43	居場所づくり	当事者とアライ(支援者)の交流のための居場所づくりを実施します。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW
7	スクールカウンセラー等による相談・支援【再掲】	スクールカウンセラーにおける小学5年児童・中学1年生徒全員の面談を実施したり、児童・生徒へのアンケートを実施することで、様々な悩み等の相談・支援を行います。	指導課
8	いじめ・悩み相談レター、ホットライン【再掲】	「いじめ・悩み相談レター」及び「いじめ・悩み相談ホットライン」を24時間365日実施します。	指導課

③ LGBTsへの施策の推進

LGBTsを支援するため、施策を推進します。

NO	事業	事業内容	担当課
44	LGBTsへの対応に関するハンドブックの充実	「LGBTsへの対応に関する職員ハンドブック(令和元年度作成)」を見直し・更新していくとともに、広く区民・区内企業等に向けたハンドブックを作成します。	国際平和・男女平等 인권課
45	パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入の検討	パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入に向けた検討を行います。	国際平和・男女平等 인권課

目標2 配偶者・児童等へのあらゆる暴力を根絶する

(1)現状と課題

■DVや虐待に関する状況

DVを受けた経験のある区民は女性がおおよそ3割、男性がおおよそ1割半ばとなっており、平成28年(2016年)度を実施された調査と比較すると、男女ともに割合は増加しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在宅時間の増加や経済的な不安などから、男女共同参画センターMIWの相談のうち、DVに関する相談の割合が増加しているほか、女性相談・ひとり親相談の件数が増加しています。

しかしながら、DVの被害者の半数以上が被害を相談していないことが伺え、被害を打ち明けにくい状況がみられます。

DV等の被害者は、相談することにハードルの高さを感じ、相談を控えるケースもみられるため、被害者に対し相談から自立まで切れ目ない支援ができるよう、配偶者暴力相談支援センター設置に向けた検討を引き続き進めていくとともに、多様な相談手法を含めた相談体制の充実を図る必要があります。

■児童・高齢者・障害者に対する虐待の状況

全国的に児童相談所における相談件数は年々増加しており、区児童・家庭支援センターの「子どもと家庭に関わる総合相談」においても、虐待に関する相談が増加しています。DVと児童虐待は相互に重複して発生することを踏まえ、これらの早期発見・早期対応を行うため、関係機関との情報共有の仕方など、さらなる連携強化を進めていくことが求められます。

高齢者や障害者に対する虐待は、毎年、一定程度起こっています。令和元年(2019年)度より11月1日から12月10日までを区の虐待防止強化期間と位置づけ、啓発キャンペーンを実施していますが、この取組みをさらに推進するとともに、引き続き地域全体で高齢者や障害者を見守るまちづくりを進めていくことが重要です。

■職場等におけるハラスメントの実態

職場などでハラスメントを受けたことがある区民は、2割半ば程度となっています。一方で、ハラスメントを受けた際に相談をした区民は、4割程度となっており、相談先として公的機関の認知度も低くなっています。

ハラスメントの防止にあたっては、事業所における取組みの推進が不可欠であるため、ハラスメント防止に関する法改正の周知、啓発を図り、事業所や労働者の理解を促進する取組みが求められます。あわせて、男女共同参画センターMIWでの相談だけでなく、適切な相談窓口の紹介など区関係部署や都と連携し、被害者への支援を行っていくことが必要です。

■性犯罪・性暴力に関する状況

性犯罪・性暴力は、長期にわたって被害者の心身に大きな影響を与えるものである一方、被害を相談できなかつたり、打ち明けたとしても被害の深刻さを理解してもらえないといった問題が指摘されています。こうした状況を踏まえ、国の性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議では、令和2年(2020年)度に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定しました。

今後は、東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターと連携して被害者支援を強化していくとともに、加害者・傍観者にならないための啓発活動についてもあわせて行っていく必要があります。

(2)施策の方向

【施策の方向 1】DV・デートDVの防止と被害者の支援

DV・デートDVの防止に向けて、区民に対し情報発信や意識啓発を行うとともに、関係機関との連携を図り、被害者の早期発見から保護、自立支援まで、被害者の状況に即した切れ目ない支援を行います。

【施 策】

- ① DVの防止に向けた意識づくり
- ② 早期発見体制の充実と相談機能の強化
- ③ DV被害者を安全に保護する体制の確保
- ④ DV被害者の自立に向けた支援

【成果目標】

指標	現状値	目標値
身体的DV・精神的DVを認識している区民の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	身体的DV:82.9% 精神的DV:57.4% 【参考】 女性 身体的DV:86.7% 精神的DV:63.7% 男性 身体的DV:79.7% 精神的DV:50.0% (令和2年度)	身体的DV:88% 精神的DV:62% (令和8年度)
身体的デートDV・精神的デートDVを認識している青少年の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	身体的デートDV:84.9% 精神的デートDV:63.5% 【参考】 女性 身体的デートDV:89.0% 精神的デートDV:67.5% 男性 身体的デートDV:80.6% 精神的デートDV:59.4% (令和2年度)	身体的デートDV:90% 精神的デートDV:69% (令和8年度)
DVに関する相談窓口を知らない人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:13.2% (令和2年度)	区民:8% (令和8年度)

【施策の方向 2】児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策の推進

児童・高齢者・障害者などに対する虐待の防止に向けて、相談機会の提供や普及啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を強化します。

【施 策】

- ① 児童虐待防止対策の推進
- ② 高齢者虐待防止対策の推進
- ③ 障害者虐待防止対策の推進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
相談件数(児童、高齢者、障害者)	児童 288 件 高齢者 34,608 件 障害者 31 件 (令和2年度)	減少※ (令和8年度)

※相談窓口が増えることにより、相談件数が増加する可能性があり、数値については留意する。

【施策の方向 3】ハラスメント・性暴力等の防止への取組みの推進

ハラスメントの防止に向けて、区内事業所に対する周知を行うとともに、各種相談を実施します。また、性暴力等を防止するため、啓発及び相談窓口の周知を行うとともに、安全・安心なまちづくりを推進します。

【施 策】

- ① ハラスメントの防止啓発及び相談窓口の周知
- ② 性暴力の防止啓発及び相談窓口の周知
- ③ 安全・安心なまちづくりの推進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
ハラスメントに関する相談窓口を知らない人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:21.3% (令和2年度)	区民:16% (令和8年度)

(3)施策・事業

【施策の方向 1】DV・デートDVの防止と被害者の支援

① DVの防止に向けた意識づくり

DVの防止に向けた意識づくりのため、虐待防止強化期間の取組みや啓発用リーフレット、講座等を通じて情報発信や意識啓発を行います。

NO	事業	事業内容	担当課
46	虐待防止強化期間の取組み	11月1日～12月10日を区の虐待防止強化期間とし、児童・家庭支援センター、在宅支援課、障害者福祉課と合同で、イベントや講座等を実施し、情報発信を行います。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
47	DV・デートDV防止の啓発	男女共同参画センターMIWにおいて、パープルリボンキャンペーンを実施し、DV防止に関する情報発信を行います。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
48	DV防止のための講座・講演会	DV防止のための講座・講演会を実施し、DV防止に関する情報発信を行います。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW

② 早期発見体制の充実と相談機能の強化

DV被害者の早期発見のため、ネットワークづくりを充実するとともに、各担当課が実施している相談や訪問事業の強化を図ります。

NO	事業	事業内容	担当課
49	虐待等防止連絡委員会によるネットワークづくり	虐待等防止連絡委員会を実施し、各課の連携を図ると共に、状況に応じ適宜実務者会議を行うことで情報を共有し、ネットワークづくりを推進します。	国際平和・男女平等 인권課
50	配偶者暴力相談支援センターの設置	配偶者などからの暴力の防止及びDV被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターを設置します。また、虐待等防止連絡委員会を活用し、配偶者暴力防止の支援に関わるネットワークづくりを推進します。	国際平和・男女平等 인권課
51	配偶者暴力相談支援センターによる相談	DVに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援を行います。	国際平和・男女平等 인권課
		女性相談の中で、保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
		児童・家庭支援センターにおいて、0歳から18歳未満までの子どもと家庭に関する相談、幼児から高校生までの教育相談等により、適切な支援やサービスを提供します。	児童・家庭支援センター
52	教育研究所におけるスクールソーシャルワーカーの配置	生活指導上の様々な課題に対応できるスクールソーシャルワーカーを配置し、支援・相談を行います。	指導課
16	心の健康づくり【再掲】	心の相談室、訪問相談、精神障害者デイケア、講演会等の実施を通して心の健康づくりを推進するとともに、自殺対策についても推進します。	健康推進課
18	出産・子育て支援【再掲】	ちよ♡ママ面談、産後ケア事業、ぴよぴよ育児講座、乳児家庭訪問指導など、出産・子育てに関する支援を実施します。	健康推進課

③ DV被害者を安全に保護する体制の確保

DV被害者を安全に保護するため、一時保護施設を確保するとともに、必要に応じた支援を行います。

NO	事業	事業内容	担当課
53	女性及び母子緊急一時保護施設の確保	緊急に保護が必要な母子及び女性を一時的に保護することで安全を確保し、その生活を支援する施設を確保します。	生活支援課
51	配偶者暴力相談支援センターによる相談【再掲】	DVに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。	国際平和・男女平等 인권課
		女性相談の中で、保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
		児童・家庭支援センターにおいて、0 歳から 18 歳未満までの子どもと家庭に関する相談、幼児から高校生までの教育相談等により、適切な支援やサービスを提供します。	児童・家庭支援センター
54	同行支援	DV被害者を安全に保護するため、同行支援を行います。	国際平和・男女平等 인권課
55	住民基本台帳事務における支援措置	DV等被害者の申出により、加害者からの所在確認を目的とした、住民票、戸籍の附票の交付請求等の制限を行います。	総合窓口課

④ DV被害者の自立に向けた支援

DV被害者の状況に合わせた自立に向け、各種相談の実施、生活支援、経済的支援を行います。

NO	事業	事業内容	担当課
51	配偶者暴力相談支援センターによる相談【再掲】	DVに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。	国際平和・男女平等 인권課
		女性相談の中で、保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
		児童・家庭支援センターにおいて、0歳から18歳未満までの子どもと家庭に関する相談、幼児から高校生までの教育相談等により、適切な支援やサービスを提供します。	児童・家庭支援センター
38	就労支援【再掲】	生活困窮担当の相談員が婦人相談員等と連携し、必要に応じて専門機関等へつなぐことにより、就労支援を行います。	生活支援課
56	子どものケアプログラム	民間支援団体が行っている子どものケアプログラムを活用し、行います。	国際平和・男女平等 인권課
29	各種手当【再掲】	区独自の次世代育成手当、国の制度である児童手当をはじめとした、各種手当を支給します。	子育て推進課
34	ひとり親家庭等医療費助成【再掲】	離婚等により一人で子どもを養育する父母に対して、医療費を助成します。	子育て推進課
35	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業【再掲】	母子家庭、または父子家庭に対して、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給します。	生活支援課
36	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付【再掲】	母子家庭及び父子家庭に対し、生活に必要な資金やその子の修学に必要な資金等について貸付けを行います。	生活支援課
37	生活保護【再掲】	生活に困窮する人(又は世帯)に対し、国が定める最低限度の生活を保障し、自立を支援します。	生活支援課

【施策の方向 2】児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策の推進

① 児童虐待防止対策の推進

児童虐待防止対策の推進のため、相談機会の提供や普及啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を強化することで、児童虐待を防止します。

NO	事業	事業内容	担当課
27	子どもと家庭に関わる総合相談等【再掲】	0歳から18歳未満までの子どもと家庭に関する相談、幼児から高校生までの教育相談等により、適切な支援やサービスを提供します。	児童・家庭支援センター
57	要保護児童対策地域協議会によるネットワークづくり	民間機関を含めた地域の関係機関による協議会を開催し、ネットワークづくりを行います。	児童・家庭支援センター
58	虐待防止リーフレット等の作成・周知	区民向けの虐待防止リーフレット等を作成し配布するとともに、関係者向けのマニュアルにより対応方法の周知徹底を図ります。	児童・家庭支援センター

② 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待防止対策の推進のため、区民や介護職員向け研修会等の普及啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を強化することで、高齢者の虐待を防止します。

NO	事業	事業内容	担当課
59	高齢者に関する相談	関係機関等と連携をとり、虐待・権利擁護に関する相談受付をします。また、相談内容に応じて、専門職種が連携し、迅速に問題解決に向けて対応します。	在宅支援課
60	高齢者・障害者虐待防止推進委員会議によるネットワークづくり	高齢者・障害者の虐待の防止、虐待を受けた高齢者・障害者の養護者に対する支援を適時、適切に行うための施策並びに虐待防止に関するネットワークの整備・運営等について、協議・検討します。	在宅支援課 障害者福祉課
61	高齢者虐待防止マニュアルの作成・周知	高齢者虐待防止マニュアル〔ノックの手帳・ノックの手帳（概要版）〕を作成し、配布します。	在宅支援課
62	区民や介護職員向け研修会・講演会等	かがやきプラザ研修センター等と協力し、様々なテーマについて、高齢者虐待防止研修会・講演会を実施します。	在宅支援課

③ 障害者虐待防止対策の推進

障害者虐待防止対策の推進のため、相談機会の提供や普及啓発を行うとともに、関係機関との連携を強化することで、障害者への虐待を防止します。

NO	事業	事業内容	担当課
63	障害者虐待防止センターによる相談	障害者虐待防止センターにおける相談を実施するとともに、障害者虐待の早期発見及び見守りの仕組みづくり、相談窓口の体制整備等を実施します。	障害者福祉課
60	高齢者・障害者虐待防止推進委員会によるネットワークづくり【再掲】	高齢者・障害者の虐待の防止、虐待を受けた高齢者・障害者の養護者に対する支援を適時、適切に行うための施策並びに虐待防止に関するネットワークの整備・運営等について、協議・検討します。	在宅支援課 障害者福祉課

【施策の方向 3】 ハラスメント・性暴力等の防止への取組みの推進

① ハラスメントの防止啓発及び相談窓口周知

ハラスメントの防止に向けた意識づくりのため、講座等の実施や区内企業への周知を行います。また、各種相談を実施するとともに、相談窓口の周知や連携を進めます。

NO	事業	事業内容	担当課
64	ハラスメントの防止に関する講座・講演会	ハラスメントの防止に関する講座・講演会を実施し、意識啓発を促進します。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW
65	国、東京都との連携による各種制度の周知	国、東京都が作成した企業向けのハラスメント防止のための啓発物を配布し、各種法令・制度の周知を行います。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW
25	女性相談【再掲】	保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
26	MIW相談【再掲】	様々な悩みに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。なお、SNS相談の実施を検討します。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW

② 性暴力の防止啓発及び相談窓口の周知

性暴力の防止に向けた意識づくりのため、講座等を実施します。また、被害者が相談できるよう、各種相談を実施するとともに、相談窓口の周知や連携を進めます。

NO	事業	事業内容	担当課
66	性暴力等の防止に関する講座・講演会	性暴力等の防止や若年層に向けた「性的同意」に関する講座・講演会を実施し、意識啓発を促進します。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW
25	女性相談【再掲】	保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
26	MIW相談【再掲】	様々な悩みに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。なお、SNS相談の実施を検討します。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW
67	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携	MIW相談にて、性暴力被害者支援の相談窓口や東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの情報提供を行い、必要な支援につなげます。	国際平和・男女平等 인권課
28	東京都若年被害女性等支援事業との連携による支援【再掲】	東京都若年被害女性等支援事業と連携し、保護や支援を必要とする若年被害女性に対し、相談及び各種の援護を行います。	生活支援課
68	東京都被害者等支援事業及び犯罪被害者支援ネットワーク協議会との連携	東京都被害者等支援事業の相談窓口の情報提供を行うとともに、区内4警察署犯罪被害者支援担当とネットワーク協議会を通じて情報共有を行います。	国際平和・男女平等 인권課

③ 安全・安心なまちづくりの推進

安全で安心して暮らせるまちづくりのため、犯罪未然防止と生活環境の改善を推進します。

NO	事業	事業内容	担当課
69	安全・安心パトロール	青色回転灯パトロール等による 24 時間 365 日の巡回を実施します。また、小学校の登下校の見守りや特殊詐欺防止等の広報活動を行います。	安全生活課
70	区内警察署との覚書による連携	区内4警察署との覚書により、様々な問題・事案に関する情報の共有と相互の連携・協力を強化します。	安全生活課
71	客引き行為等の防止	区と地域、所管警察署等が連携し、客引き行為等防止パトロールを実施します。	安全生活課

目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する

(1)現状と課題

■女性が働くことに対する意識

経済的自立などを理由として女性が仕事をすることに對して肯定的な回答が増え、実態としても女性の就業が増えていますが、女性は男性に比べて、結婚や育児を理由に離職することが多く、勤続年数が短い傾向にあり、キャリア形成の大きな課題となっています。結婚や育児などに関わらず、仕事を続けたい意向を持つ女性の希望を叶えるため、キャリア形成に向けた支援が必要です。特に、就職活動中や非正規雇用の女性について、近年のデジタル化に対応できるようIT技能の習得などが求められます。

■男性の家事・育児・介護等への参画

男性の育児・介護休業に前向きな回答が増加しているものの、依然として「現実的には休めない」状況が伺えます。ワーク・ライフ・バランスの希望としては、仕事、家庭生活、個人の生活のいずれも優先したいとの意向が最も多くなっているものの、現実では、およそ3割の男性が仕事中心の生活となっています。家事、育児、介護等と仕事の両立に向けて、男性の働き方の見直しが求められますが、個人の意識改革とあわせて、事業所における経営層や管理職に対する意識改革と取組みの推進を図っていくことが課題となります。また、あわせて多様な保育ニーズに対応した保育環境と介護する人を支援する体制の整備が求められます。

■事業所におけるワーク・ライフ・バランス

短時間勤務制度や在宅勤務制度、半日や時間単位の有給休暇などの制度が、多くの事業所で制度化されていますが、ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、代替要員の確保や人員配置に苦慮する事業所が多くなっています。

育児・介護休業法が平成 29 年(2017 年)に改正されたのをはじめ、近年、女性活躍推進や育児・介護休業、ハラスメント防止に関する法律などが改正されています。しかしながら、中小企業においては、男性の育児参画の意識改革や取組みがあまり進んでいない傾向が見受けられます。

ワーク・ライフ・バランスを推進するために、事業所に対して法改正への対応が求められます。また、中小企業などの事業所に対して、区・都・国が実施している奨励金などの制度活用の促進のため情報発信を積極的に行い、先進的な取組みを行う事業所にインセンティブを与えるような支援を行っていくことが求められます。

(2)施策の方向

【施策の方向 1】女性のキャリア形成・就労の支援

女性の就職・再就職に向けたキャリア形成支援として、講座や講演会等を行うとともに、国や東京都の就労支援をはじめとする、様々な支援事業の活用を促進します。また、起業することを希望する女性に対して、学習機会を提供します。

【施 策】

- ① キャリア形成・就労の支援
- ② 女性による起業・開業支援の充実

【成果目標】

指標	現状値	目標値
就業している女性の割合(会社経営・役員、自営業、正社員・正規職員、非正規職員) (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:71.6% (令和2年度)	区民:77% (令和7年度)

【施策の方向 2】男性の働き方の見直しの促進

男性が家庭へ積極的に参画するための学習機会や情報提供を行うとともに、男性の育児・介護休業取得促進に向けた奨励金の交付などの支援を行います。

【施 策】

- ① 男性の家庭・地域への参画促進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
男性の育児・介護休業に対する考え方において、「取得した方がよいと思うが、現実的には休めない」と考える男性の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:35.9% (令和2年度)	区民:31% (令和8年度)

【施策の方向 3】家事、育児、介護等と仕事の両立支援

家事、育児、介護と仕事の両立を図るため、子育てに関する相談を行うとともに、多様な保育ニーズに対応した保育環境を整備します。また、介護をする人への支援として、介護サービス等を行います。

【施 策】

- ① 子育て支援の実施
- ② 保育環境の整備
- ③ 介護者支援の実施

【成果目標】

指標	現状値	目標値
待機児童数(保育園・学童保育)	保育園:0人 学童保育:0人 (令和2年度)	保育園:0人を継続 学童保育:0人を継続 (令和8年度)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と思わない人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:72.0% (令和2年度)	区民:77% (令和8年度)

【施策の方向 4】誰もが働きやすい環境づくりの推進

誰もが働きやすい環境づくりを推進するため、情報提供や意識の啓発を行います。また、中小企業などの事業所に対し奨励金などの助成を行います。

【施 策】

- ① ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- ② ワーク・ライフ・バランスを推進する区内企業等への支援

【成果目標】

指標	現状値	目標値
男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金の新規申請企業数	年8社(計 28 社) (令和2年度)	年8社(計 40 社) (令和8年度)

(3) 施策・事業

【施策の方向 1】女性のキャリア形成・就労の支援

① キャリア形成・就労の支援

女性の就職・再就職・就労継続を図るため、講座や国や東京都における就労支援事業を活用し、学習機会を提供します。

NO	事業	事業内容	担当課
72	キャリア形成・就労に関する講座・講演会	国、東京都の就労支援各種事業と連携し、講座・講演会を実施します。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW
73	国、東京都の各種支援制度の活用促進	国や、東京都女性再就職サポートプログラム等におけるIT技術習得等各種事業の周知を図ると共に、情報提供を行い、活用促進を図ります。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW 商工観光課

② 女性による起業・開業支援の充実

自ら起業する意向を持つ女性のため、学習機会を提供します。

NO	事業	事業内容	担当課
74	女性起業家支援ビジネス起業塾	自ら起業する意向を持つ区民に向けて、学習機会の提供などを行います。	コミュニティ総務課（公益財団法人まちみらい千代田）

【施策の方向 2】男性の働き方の見直しの促進

① 男性の家庭・地域への参画促進

男性が家事・育児・介護に積極的に参画するため、学習機会・情報提供を行います。また、男性の育児・介護休業取得を促進するため、奨励金の交付などの支援を行います。

NO	事業	事業内容	担当課
75	家事・育児・介護に関する男性向け講座・講演会	男性向けの家事・育児・介護に関する講座・講演会を実施します。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW
76	男性の育児・介護休業の取得に向けた奨励金交付事業	配偶者出産休暇奨励金、育児目的休暇奨励金、男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金、介護休業・介護休暇・介護短時間勤務奨励金を実施します。	国際平和・男女平等 인권課
77	家庭教育学級への父親の参加促進	家庭教育学級の事業の中で、父親を主な対象とする講座を実施します。	生涯学習・スポーツ課
19	親子学級【再掲】	ままぱ学級、にこにこ広場をはじめとした、親子学級を実施します。	健康推進課
78	認知症サポーター養成講座への男性の参加促進	高齢者あんしんセンター（麴町・神田）において認知症サポーター養成講座を実施します。	在宅支援課

【施策の方向 3】家事、育児、介護等と仕事の両立支援

① 子育て支援の実施

仕事と育児の両立を図るため、妊娠期から子育て期を通じて、継続的な子育て支援を行います。

NO	事業	事業内容	担当課
19	親子学級【再掲】	ままばば学級、にこにこ広場をはじめとした、親子学級を実施します。	健康推進課
18	出産・子育て支援【再掲】	ちよ♡まま面談、産後ケア事業、ぴよぴよ育児講座、乳児家庭訪問指導など、出産・子育てに関する支援を実施します。	健康推進課
20	子育て相談【再掲】	区役所内窓口、または、あい・ぽーと麴町において、子育て相談を実施します。	児童・家庭支援センター
21	子育て支援サービス【再掲】	ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時預かり保育、一時預かり保育、千代田子育てサポート、子どもショートステイなど、子育て支援サービスを実施します。	児童・家庭支援センター

② 保育環境の整備

安心して子どもを預けることができるよう、多様な保育ニーズに対応した保育環境を整備し、子育て世代を支援します。

NO	事業	事業内容	担当課
79	保育園・こども園等における保育	保育園・こども園等による、保育を実施し、待機児童ゼロを継続します。	子ども支援課
80	私立保育所等の整備	私立認可保育所を整備する保育所設置運営事業者に対し、保育所整備に関する経費を支援し、待機児童ゼロを継続します。	子育て推進課
81	学童クラブ	学童クラブの拡充と放課後子ども教室の実施により、待機児童ゼロを継続します。	児童・家庭支援センター
82	病児保育・病後児保育	病児・病後児保育の派遣費用助成の補助を行います。	子ども支援課

③ 介護者支援の実施

仕事と介護の両立を図るため、介護者の肉体的・精神的な負担の軽減に向けた介護・福祉サービスを行います。

NO	事業	事業内容	担当課
83	介護保険サービス・在宅生活支援サービス	介護保険サービスや、在宅支援ホームヘルプサービス、在宅訪問リハビリ支援を提供します。	高齢介護課
84	障害福祉サービス	障害者総合支援法による、障害福祉サービスを提供します。	障害者福祉課

【施策の方向 4】誰もが働きやすい環境づくりの推進

① ワーク・ライフ・バランスの理解促進

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、情報提供や、意識の啓発を実施します。

NO	事業	事業内容	担当課
85	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	ワーク・ライフ・バランスの取組みや推進方法等、仕事と家庭の両立に関する講座・講演会を実施します。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW
12	雇用主向け講座【再掲】	企業担当者に向けた人権・ジェンダー平等の研修会・講座を国や東京都と共催して実施します。	国際平和・男女平等 인권課

② ワーク・ライフ・バランスを推進する区内企業等への支援

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、従業員の育児や介護をサポートする雇用環境を整備する中小企業に対して助成を行うとともに、国と東京都の各種支援制度の活用を促進します。

NO	事業	事業内容	担当課
86	中小企業における仕事と家庭の両立支援	仕事と子育て・介護を両立しやすい職場づくりに取り組んでいる区内中小企業等に対し、「制度導入奨励金」などを交付します。	国際平和・男女平等 인권課
87	次世代育成支援行動計画策定奨励金	一般事業主行動計画策定の義務付けの対象となっていない区内の事業主に対し雇用環境の整備を促すため、奨励金を交付し、行動計画策定に取り組めるよう支援する。	子育て推進課
88	中小企業の次世代育成支援対策に対する商工融資利子補給の優遇	中小企業の次世代育成支援対策に対する商工融資利子補給の優遇を行います。	商工観光課
89	プロポーザル方式等における、男女共同参画等の取組みの加点項目化	事業者の選定にあたって、一般事業主行動計画の届出やワーク・ライフ・バランスの取組み等を加点項目化します。	契約課
73	国、東京都の各種支援制度の活用促進【再掲】	国や、東京都女性再就職サポートプログラム等におけるIT技術習得等各種事業の周知を図ると共に、情報提供を行い、活用促進を図ります。	国際平和・男女平等 인권課 商工観光課

目標4 地域社会におけるジェンダー平等を推進する

(1)現状と課題

■政策・方針決定過程の場への女性の参画状況

区では、区審議会等の委員に占める女性の割合は、およそ3割となっており、過去5年間で概ね横ばいで推移しています。区審議会等への女性の登用が少なくなっている背景には、各団体の長など特定の役職についている人が、充て職で委員に推薦されることが関係していると考えられます。

一方で、庁内における政策・方針決定過程の場への女性の参画は進展しており、区の管理・監督者に占める女性の割合は、3割半ばとなっています。過去5年間の推移をみても、毎年着実に管理・監督者に占める女性の割合が増えていることが伺えます。

女性があらゆる分野において政策・方針決定過程の場への参画することによって、多様な視点や新たな価値観を取り込むことにつながります。そのため、政策・方針決定過程の場への女性のさらなる参画の推進が求められます。

■ジェンダー平等の視点からの災害対策

防災活動や避難所運営においては、災害から受ける影響やニーズが性別によって異なることを十分に配慮することが大切であるため、防災活動などへの女性の参画が望まれますが、避難所運営協議会委員における女性委員の割合は3割半ばとなっており、平成27年(2015年)度から概ね横ばいで推移している状況です。

災害対策においては、女性の視点が適切に反映されるよう、地域の自主防災組織や事業所等に向け、ジェンダー平等の視点に立った非常時の備えを進めていけるよう普及に努めることが課題となります。そのため、令和2年5月に内閣府男女共同参画局が作成した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」などを踏まえた対応が求められます。

(2)施策の方向と事業

【施策の方向 1】政策・意思決定過程における女性の参画の拡大

あらゆる分野において、女性が政策・方針決定過程の場への参画することができるようにするため、男女のバランスのとれた委員構成となるよう推進します。また、区職員の管理・監督者に占める女性の割合の増加を図ります。

【施 策】

① 様々な分野への女性の参画促進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
区の審議会等における女性委員の割合	31.2% (令和3年度)	40%以上、60%以下 (令和8年度)
区職員の管理・監督者に占める女性の割合(係長・管理職)※	合計:34.7% (令和3年度)	合計:40% (令和7年度)

※目標値は特定事業主行動計画による

【施策の方向 2】ジェンダー平等の視点からの災害対策

ジェンダー平等の視点からの災害対策を推進するため、市町村防災会議や避難所運営協議会などにおける女性の参画を促進するとともに、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に応じた避難所運営等を実施します。

【施 策】

① ジェンダー平等の視点からの災害対策の推進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に対応した運営マニュアルを作成する避難所数	0箇所 (令和2年度)	全避難所 14 箇所 (令和8年度)

(3) 施策・事業

【施策の方向 1】政策・意思決定過程における女性の参画の拡大

① 様々な分野への女性の参画促進

女性の参画促進を推進するため、ジェンダー平等の意識啓発を行います。また、区政における意思決定過程に女性が参画できるようにするため、審議会等における男女のバランスのとれた委員構成となるよう推進し、区役所全体においても女性職員の意思決定過程への参画を推進します。

NO	事業	事業内容	担当課
90	審議会等における女性の参画に向けたポジティブ・アクションの推進	審議会において男女の割合バランスがとれた委員構成となるよう、審議会等の女性委員の割合増加に向けた具体的な取組みを行います。	国際平和・男女平等 인권課
91	女性による意見交換の場の提供	地域の問題解決や活性化を促進し、女性がさらに活躍できる社会を構築するため、広く女性の声を聴き、意見交換を行える場を提供します。	国際平和・男女平等 인권課
92	特定事業主行動計画の推進	すべての職員が家庭生活と仕事を両立しながら活躍できる職場を目指した取組みを進めます。	人事課
93	男女共同参画センターMIW 情報紙の配布	庁内各部署の配付に加え、町会等の地域組織に向けて、幅広い層・場所に向けて配布・設置することで、地域活動の場におけるジェンダー平等の意識啓発を図ります。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW

【施策の方向 2】ジェンダー平等の視点からの災害対策

① ジェンダー平等の視点からの災害対策の推進

災害対策や避難所運営に女性の視点を反映するため、女性の参画を促進するとともに、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に応じた避難所運営の実施など、ジェンダー平等の視点からの災害対策を推進します。

NO	事業	事業内容	担当課
94	「避難所運営協議会」等への女性の参画促進	避難所運営協議会において、継続的に女性を副委員長とするとともに、避難所の運営や訓練内容に女性の視点・意見を反映します。	災害対策・危機管理課
95	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に対応した避難所運営	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に対応した運営マニュアルを作成します。	災害対策・危機管理課
96	ジェンダー平等の視点からの災害対策講座	ジェンダー平等の視点を災害対策に反映できるよう、対面やオンラインなどによる講座を実施します。	国際平和・男女平等 인권課

〔参考〕

千代田区特定事業主行動計画(第2期)

「千代田区特定事業主行動計画」は、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定が義務付けられた計画で、特定事業主として任命権者(区長、区議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会)が連名で策定するものです。すべての職員が家庭生活と仕事を両立しながら活躍し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つため、職員が働きやすく、持てる能力を最大限発揮できる職場を目指した取組みを進めます。

目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

指 標

- ・職員一人・1か月当たりの平均超過勤務時間
- ・職員一人当たりの年次有給休暇取得日数
- ・年次有給休暇の取得日数が5日未満の職員の割合
- ・ワーク・ライフ・バランスに満足している職員の割合

取 組 み

- ・ワーク・ライフ・バランス研修の実施
- ・超過勤務縮減に向けた取組み強化
- ・年次有給休暇取得促進に向けた取組み
- ・柔軟な働き方に資する制度の構築等

目標2 安心して育児・介護と両立できる職場環境の整備

指 標

- ・出産支援休暇取得率
- ・育児参加休暇取得率
- ・男性職員の育児休業取得率

取 組 み

- ・男性職員の育児参加の促進
- ・両立支援冊子の改訂
- ・両立支援研修の実施
- ・育児休業・介護休暇取得者への情報提供の強化
- ・職層ごとの育児休業・介護休暇取得への人的支援

目標3 女性の活躍に向けた支援の充実

指 標

- ・管理・監督者に占める女性職員の割合
- ※管理・監督者とは、部長級・課長級・係長級の職員

取 組 み

- ・キャリア形成の意識付け
- ・職務経験の向上を目指したジョブローテーションの実施
- ・管理職の働き方改革
- ・管理職の魅力のPR

目標5 行動計画の推進体制を充実する

(1)現状と課題

■男女共同参画センターMIWの運営

男女共同参画センターMIWは、男女共同参画の拠点となる施設ですが、その認知度はおよそ3割とあまり高くなく、特に30歳代以下の世代の区民が低くなっており、認知度を高めていくことが必要となります。

また、ジェンダー平等の視点から地域の課題解決に繋げていけるよう、区民や関係機関、NPO法人等民間支援団体と協働していく必要があります。

■行動計画の推進体制

計画の施策を総合的かつ効果的に展開するため、区役所全体で取組みを行うとともに、区民や関係機関、NPO法人等民間支援団体など様々な主体との連携や協働を図ってきました。

今後さらに、連携を強化する必要があります。

男女共同参画センターMIW

千代田区男女共同参画センターは、性別による不平等がなく、だれもが自分の生き方を選ぶことができ、その選択が認められて、参画できる社会の実現を目指していくための活動拠点施設です。平成10年(1998年)に開設して以降、男女共同参画への意識啓発のための講座や相談、男女共同参画社会づくりに関する幅広い情報の提供など様々な活動に取り組んでいます。

MIWの5つの機能

- 相談：夫婦やパートナー、家族との関係、人間関係、子育て、働き方、ハラスメント、DV、性暴力、犯罪被害、性自認(心の性)・性的指向(好きになる性)に関する困りごと・問題について、面接・電話で、相談員による一般相談・女性弁護士による法律相談(月1回)・LGBTs相談(月2回)を行っています。
- 学習：講演会や講座などの実施により、ジェンダー平等意識の普及・啓発を図り、区民が主体的に活動するきっかけづくりを行っています。
- 情報：男女共同参画社会づくりに関する幅広い情報を収集し、情報ライブラリやホームページ、情報誌など、多様な方法で提供しています。また、本・雑誌・資料(行政資料、DVD、ビデオ)は一部を除いて館外貸出を行っています。
- 支援：区民の主体的な活動の支援のために、小規模のミーティングや資料・広報誌づくりの作業の場、活動資料の一時保管の場、情報発信の場などを提供しています。
- 交流：男女共同参画社会づくりのネットワークを広げ、情報交換や交流の場を提供しています。

(2) 施策の方向と事業

【施策の方向 1】 男女共同参画センターMIWの機能強化

男女共同参画センターMIWが有する相談、学習、情報、支援、交流の5つの機能を強化し、ジェンダー平等の視点から地域の課題解決を行う拠点・場としての役割を果たします。また、区民や関係機関、NPO法人等民間支援団体との連携を図ります。

【施 策】

- ① 相談の実施
- ② 学習の実施
- ③ 情報収集・提供の実施
- ④ 活動支援の実施
- ⑤ 交流支援の実施
- ⑥ 区民・関係機関・NPO法人等民間支援団体との連携

【成果目標】

指標	現状値	目標値
千代田区男女共同参画センターMIWを知っている人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:30.3% (令和2年度)	区民:35% (令和8年度)

【施策の方向 2】 計画の推進体制の充実

計画を着実に推進していくため、組織横断的な取組みを継続的に行い、区民や地域などとの協働を図り、施策を総合的に推進していきます。また、区職員のジェンダー平等意識を高め、働きやすい環境づくりを推進します。

【施 策】

- ① 計画の推進・進行管理
- ② 区職員に対するジェンダー平等の推進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
区男性職員の育児休業取得率	44.4% (令和2年度)	50% (令和7年度)

※目標値は特定事業主行動計画による

(3) 施策・事業

【施策の方向 1】男女共同参画センターMIWの機能強化

① 相談の実施

区民の様々な悩みに対応するために、相談を実施します。

NO	事業	事業内容	担当課
26	MIW 相談【再掲】	様々な悩みに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。なお、SNS相談の実施を検討します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
97	関係機関との連携による支援	関係機関と連携し、相談者に必要な支援につなげていきます。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW

② 学習の実施

区民等の学習機会の充実のため、講座・講演会等の機会を提供します。

NO	事業	事業内容	担当課
10	人権・ジェンダー平等に関する講座・講演会等【再掲】	第6次行動計画の5つの目標を柱とし、対面やオンラインなどによる講座を実施します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
11	区内学校・地域団体・企業等と連携した講座【再掲】	第6次行動計画の5つの目標を柱とし、区内学校への出前講座や、地域団体・企業等と協働した講座を実施します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW

③ 情報収集・提供の実施

区民に対して、ジェンダー平等に関する情報収集と提供を行います。

NO	事業	事業内容	担当課
98	MIW通信・ホームページ・情報ライブラリ・ビデオサロンを通じた男女共同参画情報の収集・提供	「MIW通信」、「ライブラリニュースみゆう」の発行、ビデオサロンの実施とともに、区ホームページ内、MIW Facebook 内において、ジェンダー平等に関する情報提供を行います。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW

④ 活動支援の実施

ジェンダー平等の推進を目的とする団体・グループの活動のため、支援を行います。

NO	事業	事業内容	担当課
99	MIW登録団体の活動支援	ジェンダー平等を推進するための区民及び団体の活動拠点として、情報や活動の場の提供と支援を行います。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW

⑤ 交流支援の実施

ジェンダー平等推進のため、区民・MIW登録団体等の交流を支援します。

NO	事業	事業内容	担当課
100	MIW祭り等の交流の場や機会の提供	ジェンダー平等の推進を目的とした講演会や展示、ワークショップ等を実施するMIW祭りや男女共同参画社会推進事業を通して、区民・団体の交流の場・機会を提供します。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW

⑥ 区民・関係機関・NPO法人等民間支援団体との連携

ジェンダー平等推進のため、区民・関係機関・NPO法人等民間支援団体との連携を強化します。

NO	事業	事業内容	担当課
101	男女共同参画センター運営協議会への区民委員の参画	公募により区民委員の参画を推進し、区民の意見や発想を生かした男女共同参画センターの運営を行います。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW
102	地域団体・NPO法人等との連携強化	男女共同参画センターMIW登録団体、関係機関、地域団体、NPO法人等との協働事業を通じて連携強化を図り、ジェンダー平等を推進します。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW

【施策の方向 2】計画の推進体制の充実

① 計画の推進・進管理

組織横断的な取組みによる計画の推進を図るとともに、区民参画のもと計画の進管理を適切に行います。

NO	事業	事業内容	担当課
103	男女平等推進委員会による計画推進	庁内の横断的組織である「男女平等推進委員会」を開催し、区のジェンダー平等施策の計画的な推進に関し協議を行うとともに、行動計画の進捗状況を踏まえ、全庁的に行動計画を推進します。	国際平和・男女平等人権課
104	男女平等推進区民会議との協働	学識経験者、団体、公募区民で構成する千代田区男女平等推進区民会議と協働しながら、行動計画を推進します。	国際平和・男女平等人権課
105	ジェンダー平等に関する「見える化」	グラフなどで分かりやすく、ジェンダー平等に関する様々な取組の実績値などを「見える化」します。	国際平和・男女平等人権課
106	ジェンダー平等に関する意識・実態調査	区民・青少年・事業所のジェンダー平等についての意識と実態を把握し、行動計画上事業の評価として、定期的に調査を実施します。（令和7年度実施）	国際平和・男女平等人権課

② 区職員に対するジェンダー平等の推進

区職員のジェンダー平等に対する意識を高め、働きやすい環境づくりを進めます。

NO	事業	事業内容	担当課
92	特定事業主行動計画の推進【再掲】	すべての職員が家庭生活と仕事を両立しながら活躍できる職場を目指した取組みを進めます。	人事課
40	職員の人権・ジェンダー平等意識の向上に向けた研修【再掲】	LGBTsを含む人権問題研修、ハラスメント防止研修等を実施します。	人事課

